

マイナンバーシンポジウム  
in 岩手  
【議事録】

開催日時：平成24年11月10日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：45

会場 プラザおでって3階「おでってホール」

佐藤久美子：皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきましてまことにありがとうございます。只今より「マイナンバーシンポジウム in岩手」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、岩手日報社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。

このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話するだけではなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて国民の皆様のご意見を伺い、番号制度作りに生かしていくことを目的に開催いたします。本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

本日は、手話通訳としまして、岩手聴覚障害者情報センターの加賀さん、千葉さん、比屋根さんにご協力をいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

申し遅れましたが、私、本日の司会を務めさせていただきます佐藤久美子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶申し上げます。

#### (1) 主催者挨拶

峰崎直樹：皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました番号制度創設推進本部の事務局長をやっております峰崎直樹と申します。

「マイナンバーシンポジウムin岩手」、これでちょうど44県目だと思いましたが、今日、土曜日にも関わりませず、こうしてお集まりいただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

本来ならば、もう法案ができ上がって、何だ、今ごろ来て、法案ができる前にそういうことをやるべきではないかというお怒りの声が出てくるのが当たり前かなと思っていたん

ですが、幸か不幸かと申し上げていいのか、大変痛しかゆしですが、まだ国会で一度も審議されることなく、前通常国会で廃案にならないで継続審議。そして今、臨時国会が始まっておりますが、残念ながらこれはまだ審議の目途がついておりません。国会、ご存じのように、解散総選挙をめぐる大きな山場にだんだんと近づいて、期日が30日までということになっているわけではありますが、我々、番号制度創設推進本部としては、何としても今国会で成立させたいなと思っているところでございます。

今日、後でパネラーの皆さん方からもいろいろな角度でお話をいただきたいと思っておりますし、また、批判やご意見なども伺いしたいと思っておりますが、今日は国民対話として、皆さん方からの様々な角度からのご意見も頂戴することになっております。ぜひそういう声を今後の国会審議や、あるいは法案ができて、まだまだこれをどのような形で展開していくのか、皆さん方のご意見をできる限り生かしていけるように頑張っていきたいなと思っております。

番号の仕組み、あるいは目的は、後で中村室長から皆さん方に、短い時間ですが、お話をさせていただきたいと思っております。長い歴史の中で、番号制度がないがために、日本の社会において、私たちの権利であるとか、あるいは私たちの公平・公正な社会を形成していくための社会保障や税の問題が、本当にきちんとされているのだろうか。あるいは、消えた年金記録のような、ある意味では政府のミスで、正確性を欠いた、そんな行政が進んでいるのではないかと。さらには、窓口に行って何か申請をしても、いや、あの資料を持ってこい、この資料を持ってこい、とたらい回しにされ、役所にある資料をとりに行かせられる。実はこんな実態があるわけでございます。

もちろんこの番号が制度設計いかんによっては、非常に危険な要素を持っていることも私たちはよく知っておるわけございまして、プライバシーの問題、成りすましの問題、そういったことについてのシステム上、あるいは法制度上のしっかりとした安全装置も、できる限り、完璧とはいきませんが、私たちは努力して作ってきたつもりでございます。さらに、第三者機関として、個人番号情報保護委員会を作って、国際的に非常に低いと言われている私たちの個人情報保護の問題についても、しっかりとしたものを作り上げてきて、そして今、法案化をしているつもりでございます。マイナンバーという愛称も国民の

皆さんから出していただいて、今私たちが使っているわけでございます。ぜひこれを法律化し、その暁には2015年から地域社会の中で番号がしっかりと定着して、皆さん方の本当に貴重なツールとなっていくように、心から期待しているところでございます。

主催者を代表いたしまして、ぜひしっかりとした議論を展開していただけるように、また、要望いただきますように、心から祈念をいたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤久美子：峰崎内閣官房参与でした。

続きまして、本日ご来賓としてお越しいただいております岩手県副知事、千葉茂樹様よりご挨拶いただきます。

## **(2) 来賓挨拶**

千葉茂樹：皆さん、こんにちは。只今ご紹介をいただきました県の副知事をしております千葉でございます。今日のシンポジウム、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

政府の番号制度創設推進本部が主催されます「マイナンバーシンポジウムin岩手」の開催に当たりまして、開催地を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、マイナンバーシンポジウムを本県で開催していただきまして、心から感謝申し上げます。このシンポジウムは、昨年来、全国各都道府県をリレー形式で開催されており、本県は、先ほどお話がございましたが、44番目の開催と伺っているところでございます。マイナンバー制度につきましては、対話を通じた理解と促進に継続してご尽力をされております峰崎内閣官房参与を初め、政府関係者の皆様、また、本日のパネリスト、コーディネーターの皆様には心より敬意を表し、改めて感謝申し上げます。

さて、マイナンバー制度は、国民一人ひとりに新たな固有の番号を付与することにより

まして、行政事務の効率性、透明性を確保し、これを通じて国民の利便性の向上と社会保障や税の負担と給付の公平性を確保するための社会的基盤とされておりまして、今後、年金や福祉、医療、労働などの様々な社会保障の分野、国税や地方税などの税分野などで活用されることが想定されているところでございます。また、本県におきましては、昨年の東日本大震災津波の際、避難された方々のリスト作成や、ご本人様の所在確認などに非常に困難をきわめた状況もございましたが、こうした災害時での活用も想定されるところでございます。このようなことから、この制度は私たちの生活に密接に関係するものでございまして、その導入に当たりましては、制度の仕組みはもとより、その意義や効果など、私たち県民も十分に理解を深めることが重要であると考えている次第でございます。

本日は、政府の方々から参加された皆様に直接この制度の考え方や仕組みが説明いただけるだけではなく、これらに関して意見交換も行われると承知しております。ぜひ忌憚のない対話を通じまして、安心できる制度として構築され、また、運用されることにつながる場としていただければ幸いに存じます。本日のシンポジウムが実り多いものとなりますよう、また、本日ご参加の皆様のご健勝とご発展をご祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

佐藤久美子：岩手県副知事、千葉茂樹様よりご挨拶をいただきました。

千葉副知事、峰崎参与、どうぞご降壇ください。

それではここで、本日のシンポジウムのプログラムをご紹介します。

初めに、15分間、政府からのご説明を行います。その後、30分間の特別講演を行い、そして10分間休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッション終了後、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換（「国民対話」）に入らせていただきます。本日のシンポジウムの終了時間は午後4時を予定しております。どうぞ最後までよろしくおつき合ください。

それでは、番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当

室、中村秀一室長よりさせていただきます。

### (3) 政府説明

中村秀一：皆様、こんにちは。それでは、私からマイナンバー制度、社会保障・税番号制度でございますが、そのご説明をさせていただきます。

皆様のお手元に資料が配られております。これからご説明するスライドのコピーになっております。時間が限られておりますので、十分説明できない場合は、後ほどご覧いただければと思います。

社会保障・税番号制度でございます。先ほど峰崎参与からお話ございましたように、2月に国会に法案が提出されております。以下、法律の仕組み、あるいは考え方などについてご説明をさせていただきます。

まず、番号制度の導入趣旨でございます。赤いところに書いてございますが、今、私たちのいろいろな情報は複数の行政機関にございます。私、中村秀一ですが、中村秀一の情報が、年金も、医療も、介護も、税金も、福祉も、いろいろなところにそういう関係の情報がある。それを中村秀一という一人の人間の情報であることを確認する手だてとして使う。そのための番号制度の導入でございます。

そういうことによって何が起こるかという、例えば、より正確な所得の把握になり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるとか、本当に困っている方はどういう方がわかりますので、真に手を差し伸べる方を見つけることが可能になる。震災などのお話もございました。社会保障、税に関わります行政事務の効率化が図られる。添付書類が不要になるなど、皆さんの利便性が増す。それから、あなたはこういうサービスが受けられますということが行政機関のほうでもわかりやすくなりますので、行政機関から積極的にそのことがお知らせできる。これはプッシュ型サービスと呼んでおりますが、そういったことが可能になる。

そういうことによって、より公平・公平な社会、社会保障がきめ細やか、かつ的確に、

消えた年金記録のようなことが起こらないような社会、行政に過ちや無駄のない社会、皆さんにとって利便性の高い社会、それから、こういうサービスを受けられることを忘れてしまうことはありません。また、自分の情報はきちんと使われていることが分かる。そういった意味でも、国民の権利を守り、自己情報をコントロールできる社会にすることが大きな目標になっております。

仕組みとしては、お一人お一人に番号を持っていただく、番号をお付けする付番というシステム、いろいろなところにある情報をつなぎ合わせることで、情報連携と呼んでおりますが、そういうシステム。自分がこういう番号の者だとおっしゃる方は、本当にそうかどうか確認できませんと、成りすましとか他人が利用することになりますので、本人確認。こういったシステムから成り立つものと考えております。

2009年12月に番号制度を政府としては導入しようということが決められ、去年は、例えば1月に基本方針を定め、4月に要綱を定め、6月に大綱、こういうふうになんぞそれぞれ取りまとめをし、その都度情報も公開し、ご意見もいただくということをやりにながらやってまいりました。この大綱に従って法案作りをしようということで、法案作成のプロセスを経まして、2月14日に関連法案、三つの法案がございますが、閣議決定し、現在、国会に提出されている。前国会では審議できませんでしたので継続審議になり、先ほど参与からお話がございましたように、今開かれている臨時国会にもかけられているということでございます。その審議が待たれている状況でございます。

正式なマイナンバー法の名前はこういうことございまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」。法律の目的としては、効率的な情報の管理、利用、迅速な情報の受け渡しを番号で使ってやろうということ。手続の簡素化によって、国民の皆さんの負担の軽減を図ること。そして、個人情報の適正な取り扱い、個人情報保護法制がございますが、この番号を入れることによって、その法制をさらにきちんとした適正な取り扱いを確保できるようにしていくことが内容になっております。

番号の利用の基本といたしましては、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を図る、社会保障、税、その他行政分野における給付と負担の適切な関係をきちんとすること、お

一人お一人に同じ内容の情報をあっちこっちから求めないといったことで、国民の負担の軽減を図る、個人情報がかちんと適正に管理されるようなことを利用の基本といたしております。

実は法人にも番号をつけますので、そのことは最後に出てまいります。個人番号（マイナンバー）でございますが、番号は市町村長さんがお付けする。皆さんに書面により通知するというので、後にスケジュールが出てきておりますが、法律が予定どおり通れば、2014年に番号をお渡しする形になっております。各市町村長がてんでばらばらに番号を作りますと、それこそ重なってしまうこととなりますので、市町村長は地方公共団体情報システム機構、これは今、マイナンバー法と並んで出ている法律で作られた機関で、全国的に番号を作ることとなりますので、重なる番号はないという形となります。それから、そういった個人番号は、基本的には一生変えない番号ということですが、例えば事故などがあつたような場合にのみ変更可能ということですが、逆に言うと、基本的には個人番号、マイナンバーは一度もらったら変えられないのを基本とするということでございます。

マイナンバーを使うに当たっては、とにかくマイナンバーが漏れたり、そういったことがないような適切な管理をすることが使う人の基本となりますし、同じ内容の情報が記載された書面を複数の事務で重ねて求めることのないよう、行政機関の側としては、国民の方から1カ所でその情報をいただいたら、それですべての行政の中でそれが使えるようにすることが基本になっております。

そういう番号を使って事務する人は、必要があるときは、国民の皆さんに番号の提供を求めることとなりますし、番号の提供を受けるときは、ご本人であるかどうかを、これも後ほど出てまいります。個人番号カードを提示することなどによって確認するようなこととなります。それから、法律で定められたこと以外に他人のマイナンバー、あなたの番号は何ですかとお聞きするようなこともできないという形で保護される形になっております。

先ほどから、社会保障と税の番号制度だというお話をしてきました。こういった分野に

使われるかということでございますが、これは昨年6月の大綱で決められたことをご紹介いたしますと、ここに書いてございますように、何ができるかということです。よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握、災害時の利用、行政からのお知らせや自分の情報をどの行政機関が利用したかということがわかる、事務・手続の簡素化、負担軽減ができる、ゆくゆくは医療や介護のサービスの質の向上などにもつながると考えております。

法律では番号が使われる範囲が限定されておまして、番号を使う行政範囲はこの範囲に限られることになっております。ですから、番号制度は何でも使える、誰でも使える、あるいは行政機関であれば、どんな行政事務にも使えるということではなくて、この法律では、社会保障と税、防災に限定されております。そして、法律の別表に具体的に表が書いてありまして、93の事務に使える。ですから、93項目の事務以外には使えない形になっております。それを整理いたしますと、社会保障で、年金、労働、福祉・医療・その他、税の分野、防災の分野でございます。そのほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定めれば、そういうことに使えるという形になっております。

具体的にどういうメリットがあるかを幾つかの例で示しております。現状ではあっちこちに添付書類を付けて、例えば社会保障の担当のところに出さなければならない。今回は1カ所で申請すれば、既に出ている情報はすべて情報機関の中で処理することになりますので、添付書類が必要にならないという例でございますとか、この例では傷病手当金という健康保険の給付と年金の給付と併給できないことになっていきますので、傷病手当金を申請する方は、今、年金の書類もそろえて出さなければならない。今回は傷病手当金が欲しいといえ、行政機関の間でチェックすることができますので、1カ所で済むということで便利になるとか、これはマイ・ポータルという自分のパソコンで情報をやりとりできますので、そういったことで、いろいろな情報がマイ・ポータルで集められることありますとか、税金の確定申告をするときも、それを使えば1カ所で済むというお話ですとか、これは、逆に現在では、お二人の方が扶養控除を受けていることを、地方税当局がそれぞれ情報をやりとりしてチェックすることができますので、所得の過少申告やそういったことが防げる、そういうことでございます。

参与からもお話し申し上げましたけれども、良いことだけではなく、危険性もあるということで、先ほど来お話ししている成りすましの問題や、いろいろ行政機関が情報をやり取りできるようになると、漏えいとか乱用の危険性が増すのではないかと、国家管理されるのではないかと、意図しない個人情報の名寄せや突合、追跡などされるのではないかと、そういうご懸念があります。制度上の保護措置はマイナンバー法等で規定しております。システム上も情報を一つのところに集めるのではなく、今もありますように、それぞれのところで情報を保管していただく、分散管理をする。それから、それぞれの情報を紐付けするといっておりますけれども、それぞれの情報について、番号という鍵で情報を紐付けするのではなく、それぞれの情報にさらに番号から符合を作りまして、符号で情報のやり取りをすることにしておりますので、1カ所の鍵が壊れたとしても、それで全部の情報が漏れるわけではありません。そういった意味で保護されるとか、当然情報にアクセスできる人を制限、管理するとか、暗号化を使うなど、そういったシステム上の安全措置も講じて、法律上の措置とともに情報の漏えい等を防ぎたいという形にしております。

そのために、適切に管理するための指針を第三者機関に作っていただきますし、この法律の規定によるものを除いて、特定のマイナンバーの情報を集めたり、保管したり、ファイルを作ったりすることを禁止したりしております。そういう法律上の保護措置を作っております。

それから、情報をやり取りした場合は、システム上にやり取りを保管しておりますので、だれが情報のやり取りをしたかということも分かりますし、そういうことに従事する方については、秘密保持義務も付けたりいたしております。

それから、第三者の目的外の提供は原則的に禁止されるなど、そういう保護措置もかかるようにしております。

今言った符合を通じてやるというシステムは、この図に出ておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

マイ・ポータルという個人用ホームページを設置し、パソコンでいろいろなことができ

るようしております。例えば、自分の情報を誰が、なぜ提供したのか確認することができる、情報提供記録表示機能があります。それから、自分のどういう情報が行政機関にあるのかを知ることができる、1カ所で手続きができるワンストップサービスができるようにする、行政からの積極的なお知らせを受けられるようにする、こういう形でございます。

本人確認のために個人番号カードを交付することといたしております。そこにはマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などをお付けすることとしております。

それから、行政では諸外国でやっているようなプライバシー影響評価を義務付けることとしております。政府が勝手にしてはいけませんので、政府から独立した機関を作ります。これが第三者機関でございます。参与から三条委員会と申し上げましたけれども、今の法制の下で最も独立性の高い第三者機関を作ります。政府やマイナンバーを扱う人たちのことについて、いわば監督をし、規制をするということ、苦情の処理などもするというシステムでございます。

内閣総理大臣が国会の同意を得て任命するというので、国会で認められるシステムをとっております。

違反した場合の罰則等の規定の整備をすること、法人には国税庁で法人番号を付けることにしております。

番号を導入しますと、これまでできなかったいろいろなことができるような可能性もありますが、限界もありまして、例えば、個人の取引をすべて把握することはできませんので、より公平・公正な税務の運用はできるようになりますが、不正申告や不正受給を完全になくすことは限界があるとか、バックアップ体制をとらなければならないとか、様々そういう留意点があることをここでご説明いたしております。

国会で法律が通りましたら、来年、第三者機関を動かし出し、2014年の秋に個人にマイナンバー、法人に法人番号をお渡しし、2015年1月以降、社会保障、税、防災各分野のうち、可能な範囲で番号の利用を始める。2016年1月以降、そういったことで各機関に番号

の情報がたまりますので、情報提供ネットワークシステムやマイ・ポータルは動き出す。2016年7月から地方公共団体との連携についても運用開始をしたいと考えております。これがスケジュール表でございます。

本日のようなシンポジウムを去年の5月から今年の12月までということで、このように開催させていただいております。被災県のことを配慮し、一番後のスケジュールにさせていただきましたので、当岩手県が44番目になっているという次第でございます。

限られた時間で、駆け足の説明になってしまいましたけれども、不足の分につきまして、またパネルのほうで発言させていただく機会がありましたら、そこでご説明をしたいと思っています。ご清聴、どうもありがとうございました。

佐藤久美子：中村室長でした。

それでは、お待たせいたしました。新潟大学大学院実務法学研究科教授、鈴木正朝様によります特別講演を始めさせていただきます。鈴木様、どうぞよろしく願います。

#### (4) 特別講演

鈴木正朝：どうもこんにちは。新潟大学から参りました鈴木と申します。

それでは、資料に従いまして、簡単にパネルの前に、プライバシー権と個人情報保護法についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、こちらですけれども、1ページ目、実は、マイナンバー法案は個人情報保護法制の特別法という位置づけを持っております。皆さんがご懸念されているプライバシー、個人情報の問題というところ、まさにそこも配慮しております、様々な規定を置いているんですが、冒頭で確認しておきたいのは、現在の我が国の個人情報保護法制を取り巻く内外の状況であります。そこをまず概観したいと思います。

まず、国際動向と国内動向と二つに分けて書いてまいりました。国際動向を見ていきますと、①にOECDとあります。国際機関のところで1980年にプライバシーガイドラインを作りました。これがきっかけとなりまして、欧州、アメリカ、日本等の個人情報、プライバシー保護法制が各国でどんどん作られていくきっかけになるものであります。既に1980年の段階、まだインターネットはありませんでしたが、汎用機と言われる機械、大型のコンピューター、国境を跨いでコンピューター間通信をやっておりました。いよいよ国境を跨いで個人データがやりとりされることに関して、法制度の違いを超えてどうやってある程度人権保障なり、個人データの保護なりを図ろうかということの申し合わせでありました。

昨今はAPECという機関もありまして、ここではCBPR、APEC越境プライバシールールという制度を議論しておりまして、APECはAPEC間で法制度の違いを乗り越えて、個人データをいかに保護していくかということ、今議論を進めているところであります。

EUは個人データ保護指令というのがありまして、これは1995年にできたものですが、1998年までにEU加盟各国は個人データ保護法制を作れという指令を与えたものであります。EU間では、この指令に従って各国内の法制度を整備することによって、EU域内は、ほぼ平準化された法制度で情報のやりとりが円滑に行われるよう対応しておりました。近年、今年に入りまして、個人データ保護規則案というのも、さらにこれを拡充、補正する形で提案がなされております。

実は、こういう遠くの欧州の話が何で日本に関係するかといいますと、EU各国は、EUと同じ保護水準がない国との間のデータ交換を停止するんだ、そういった権限を各国のコミッショナー等に与えていまして、今日のように、Gメールにしろ、電子商取引一般にしろ、消費者がほとんど気がつかない間に、他国とのサーバーとの間でデータのやりとりをしている状況のもとで、EUとの間のデータ交換ができなくなる事態になりますと、生活、ビジネスに多大な影響が出てまいります。ということで、現在、我が国の個人情報保護法制は、EUに比して十分な保護を達しているのかどうかというところの検証なども行っております。

4番目に、米国では消費者プライバシー権利章典というの、今年に入りまして、ホワイトハウスで一つの消費者保護のプライバシー保護の枠組みを作りました。実は背景としては、インターネットが入り、昨今クラウドコンピューティングというものが入り、今年に入って、ビッグデータ、ライフログという新しい言葉も出てまいりました。我々は、スマートフォンや携帯を使いながら、意識することなく位置情報が取られたり、携帯、スマートフォンで取引する過程の履歴が残ったり、メールの中身に依じて、その人のまさに私生活といいますか、やり取りの履歴に基づいて最適な広告が表示されたり、アマゾン等電子商取引をすると、過去の購買履歴に従って、お勧め機能という形で、この本を買ったなら、この本もいかがですか。ある意味では非常に親切な、ある意味ではおせっかいな機能などが出てまいりますが、こういった我々の日常生活のデジタルなネットワーク上の足跡をどんどん集積しまして、それに依じてビジネスをしていく、または利便性の高いサービスをしていく。プラスとマイナス両方あるんですけども、そういう世界に入っている。次の世界に入っている。それに対する新しい消費者保護の枠組みを米国は、ホワイトハウス中心となって提示している。

こういうOECD、APEC、EU、米国の動きと日本はある程度当然ながら呼応する関係にあるわけです。

次に、国内動向を見てまいりますと、日本の場合には、先進国というか、全世界の中でも最先端の少子・高齢人口減少社会に入っております。世界的には日本のプレゼンスはどんどん低下しておりますけれども、少子・高齢化問題については先進国ですから、我が国の行政のあり方、国のあり方は、皆さん、注視しております。高齢社会をどう切り抜けていくのか、実は失敗枠でも見ているわけです。日本が失敗したら、我々はそれを回避していこう。中国、韓国も新興国のようでありながら、実は急速な高齢化が控えております。ですから、日本の成功と失敗は彼らの先例になってまいります。その一環でマイナンバー法も、その一助となるツールとして構想されている面があるんだろうと私は理解しております。

その具体的な少子・高齢人口減少社会に対応するための政策として、社会保障と税の

一体改革などが提案されているだろうということです。それと関係するものとして個人情報保護法制があるんですが、一般法として、数年前にできた個人情報保護法、いろいろ矛盾が出てきて、改正すべきだという意見、過剰反応問題に見られるように、多々出てまいりました。私は一貫してこの意義は高く評価するんですが、手直しすべきだろうということはずっと申し上げておりました。ただし、残念ながら15省庁の主務大臣がすべてこの法制度に関与して運用している関係で、これを直そうというトリガーを引く主たる力のある官庁がないのではないかと。それゆえに個人情報保護法が放置されているという意味で消極的と書きました。

この個人情報保護法にぶら下がる特別法という形でマイナンバー法案があり、本日余り出てまいりませんが、実はそれと関連して、医療等個人情報保護法案というの、今後、法案を作成する予定であります。また、政府CIOというものも作っているんだということで、実は様々な個人情報保護の本丸ではないけれども、関係するところで重要法案の動きが出ております。新しい行政組織として、先ほどご案内がありました個人番号情報保護委員会とか、政府CIOという行政組織の登場が待たれている状況になっております。その他、告示として個人情報保護ガイドラインですとか、国内規格として、JISQ15001とか、民間認証制度としてのプライバシーマーク制度など、様々な国内の官民の制度が複層的に動いております。

実は、残念ながら国際的な①から④までの各レイヤーといいますか、各動きと国内動向における①から⑤までの動きが必ずしも統一的に運用されて、相互連携がなされているわけではないということです。それに基づく矛盾は、今現在どうなっているかという、各民間企業の関係部門長のところに何とかせいと言われて、解けない問題が各プレイヤーの組織の中に具体的課題として押しつけられている状況があるのでしょうか。ですから、全体の制度設計をもう少し整理しなければならないという状況にあるわけですが、何といたっても重要なのは、少子・高齢人口減少社会の中で、税を負担する、生産する労働人口が減る中で、いかに現状の社会保障制度を維持していくかという観点の中に、マイナンバーをどう具体的に役立てていくかという各論の話を、精緻に展開すべき時期に入っているんだろうと私は思っております。

まず、個人情報保護法の全体構造を見ておきたいんですけども、実は、新聞報道でよく情報漏えいだ、何だと騒ぎが起きて、ニュースになるときの法律はほとんど個人情報保護法であります。1章から6章で構成されておりますが、1章～3章は、実は、ここに書いてあるように、国とか地方公共団体の責務と書かれておりますように、個人情報全体の基本法を定める部分が1章から3章であります。ここを俗に基本法部分と研究者は呼んでおります。4章～6章が実は民間部門の一般法でありまして、民間企業が適用されるのは4章の義務であり、罰則であります。ここに民間部門と書いております。

ところが、個人情報保護法制はこれだけではございませんで、行政機関、経済産業省であり、総務省であり、内閣官房であり、内閣府と、こういった行政機関は別途民間と違う行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受けております。新潟大学、東京大学、岩手大学など、国立大学法人などは、これもまた国の機関ではございませんで、独立行政法人等の類に入ります。国立大学法人はまた別な法律が用意されておまして、その適用を見る。それから、盛岡市、北上市、花巻市等々、自治体、県などは独自に条例を持っていて、その県の職員、県の施設など条例の適用を受ける。こういう構造を我が国の個人情報保護法制は持っているわけですが、これを具体的に適用するとどうなるか。

私は、実は従前から個人情報保護法2000個問題という形で、問題提起をずっとしてきたんですが、条例に任せるマターではないだろうと批判してまいりました。いやいや、実はこの個人情報保護法制は、我が国では自治体が育ててまいりました。国がなかなか法制度を整備しなかった中で、神奈川県であるとか杉並区、国立市、いろいろな自治体が自ら率先して作っていった制度でありますから、自治体が育てたということは言えるわけです。ですから、自治体の仕事ではないはずだという言い方は非常にチャレンジングというか、失礼なところもあるんですが、役割を終えたというべきでしょうか、そういう問題提起をしていたところ、いやいや、もうこういう制度ができ上がっているんだから、非現実的な意見を言うなとお叱りを受けていたんです。ちょうど3・11がありまして、矛盾が際立って見える状況になってきました。

例えば、厚生労働省は行政機関法の適用を受けて、監督官庁は総務省であります。国立がん研究センターは、2004～2005年に独法化し、厚生労働省ではなく、独立行政法人と個

個人情報保護法の適用を受け、総務省の行政管理局等のご指導を受けている。岩手県立〇〇病院は、岩手県個人情報保護条例の適用を受け、岩手県が監督する。宮城県立病院は県条例で宮城県、陸前高田市立病院は陸前高田市個人情報保護条例であります。監督官庁は陸前高田市になります。被災直後の自治体機能は事実上消滅したわけです。監督官庁は、ところが、陸前高田市。大船渡も同様であります。済生会などの病院は、民間企業と同じで個人情報保護法、内科医院の個人医院は個人情報保護法で、民間企業と同じで、ここで初めて厚生労働省が監督官庁として登場してまいります。

医療カルテ、確かに津波等で滅失してしまった問題がありますが、当然残存しているカルテ等もありました。こういった医療関係の個人情報に関して、カルテを非常時にどう動かすかという通達を厚生労働省はなぜ早く出さないかという非難はあったんだけど、我が国の立てつけから見ると、厚生労働省は、民間の個人医院に対しては権限を持っていますから、カルテの動きに対して、必ずしも一元的に指図できる立場には、権限はなかったと言えるだろうと思います。いや、非常時だから、そんなこと言っていられないというのは、もちろんそのとおりであります。とはいえ、日頃の立てつけがこうである以上は、なかなか機動的には動けないということでありました。

先ほど申し上げた医療カルテの滅失問題もありますから、この事件を契機に医療クラウドもさらに議論を進めるべきだという話も進んでまいりました。かねてからあったのですが、この事件を契機にさらに真剣に考えるようになってきたというべきだと思うんですが、遠くのサーバー上にデータがきちり管理されていて、それをネットワークで見にいけばいいではないか。仮に物理的な紙としてのカルテが消失、滅失したとしても、データ自体が残っていれば、いつ何どきでもそれを閲覧することができる。また、医療行政は厚生労働省が一元的に責任を負うべきマターですから、事、個人情報だからといって、このとおり分立することはない。

2000個問題と書いているのはなぜかといいますと、この分立は、見た感じ、10、20の問題ですが、オールジャパンで見ますと、地方自治体千七百幾つあるわけです。47都道府県あるわけです。加えて財産区ですとか地域で連合してごみ処理をする、水道事業をするといった形で、自治体があわせてやる事業者ができますと、それは必ずしもどこかの条例が

適用されるわけではないので、手当てをしなければ空白もできるわけです。そういったことも含めて、実は国内には個人情報保護法及び条例が2000個あって、監督官庁は約1800くらいが併存してある。これが現状であります。この中で医療情報に関しては、条例を上書きする形で医療情報保護法などが今検討されているわけでありまして。

当然ながら政府では、内々で災害情報という形で、3・11を教訓に、また、原発の事故を教訓に、日本は災害国でありますから、こういう歴史に残る災害だけではなく、毎年のようにがけ崩れがあり、洪水があり、噴火がありということで、自治体をまたぐ広域災害の問題はあるわけです。自治体の皆さんは、町内会などを組織したりして、おじいさん、おばあさんは寝ているわけですから、おまえは誰を担いで逃げろということ、日頃から要援護者のための制度を作り込んでいるわけですが、様々な法制度が柔軟にできていない関係でご苦労されている。こういったものが条例個々の問題なのかということもありまして、災害情報、医療情報という形で、国が一元的に監督官庁、責任を決めて、しっかりと法律を作っていくところはあっていいだろう。

またそこで必要な情報を必要なところに届け出るために、実はそのインフラとして番号は、一つこれからの政策の幅を広げていくツールになるのだということでありまして。マイナスもありますが、確実にプラスもあるということです。両面ある中で、政策はどうやって作るかということ、プラス面を拡大し、マイナス面を注視して、それをいかに最小化していくかということが政策であろうと思います。マイナス面だけ強調してもしょうがないんだらうと思っております。

住基ネット、マイナンバー制度導入の時代において、1800もの地方公共団体の議会が、それぞれ独自に個人情報保護条例を制定し、独自の個人情報概念の定義ですとか安全管理基準を決めている。実は、我が国の個人情報保護法制は、一番キーとなる個人情報の定義が一つではないんです。正確に数えていませんが、20ぐらいのニアリーイコールの微妙に違う条例が幾つもあって、監督官庁が1800あるということは、解釈基準の統一も図られていないということです。この中で、個人情報の保護としてみたところで、自治体ごとにちょっとずれるんでしょうと。特に番号を保護するかどうかについては、番号を保護しない条例もあるんです。マイナンバー法案は、そういった違いを乗り越えて全部法律として

上書きをする部分がありまして、それも存在意義になっております。

これを図で見えていきますと、個人情報、ぐにゃぐにゃ複数の線を書いているのはその意義であります。実は、普通は1個の円で書くんですが、今の2000個問題をお話するためには、この円が太線で1個ではないんだということを示したほうがいいかなと思って、こういう図にしました。

特定個人の識別情報という意味で個人情報を使っておりますが、日常用語ではプライバシーに関する情報、プライバシー情報という言葉も日常的には使って、日常用語はイコールですが、法概念としてはずれております。プライバシーの権利に属する情報は、最高裁によると、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由ということで、秘密にしたい情報、現に秘密にされている非公開の情報をプライバシーに関する情報と言いますが、個人情報のほうは、単に特定個人が識別できれば個人情報だと言っておりますので、公開情報も含まれます。ここが違いです。

プライバシーに関わらないところも保護しますから、ごみのような情報も、特定個人を識別できるでしょうということになってしまいます。ごみではないですが、日常円滑に連絡が行われる、コミュニケーションが図られるために名刺交換をいたします。名刺の情報と医療カルテの情報、本来同じ義務に服するのはおかしい性質を持っております。医療情報は徹底的にカルテは管理する。名刺は、どちらかという、連絡に使う。重みづけも違うはず。ところが、現在の個人情報保護法制は、特定個人が識別できれば、同じような義務に服するので、カルテも名刺も同じ義務であります。このあたりもちょっとおかしい。それゆえ、医療情報は、まずは医療に特化した形で具体的なルールを別途作ろうという動きが出てまいりました。

医療カルテの問題一つとっても、実は個人情報だけではないんです。刑法の秘密漏示罪、民事上の医療契約、プライバシー侵害の問題、行政規制としての個人情報とって、実は、我々は個人情報、個人情報と言って、法律1個だけ注目していますが、現実の情報は、複数の法律が、複数の性質を持つ情報が一つの媒体に複合的に入っております。ですから、一つの法律で単純にルールは決定されないのだということを申し上げたくて、

この図をつけてまいりました。

それから、行ったり来たりで恐縮ですけれども、我々がこの制度を注視している理由は、一番の基底は、先ほど来から申し上げています高齢者人口の推移であります。2005年の段階で、65歳以上、高齢者はこれくらいの面積でありました。労働者人口と言われているところの15歳から64歳、現実に税金を納めてくれるであろう人たちの可能性のある領域はこの面積であります。これが2030年のときにかなりカーブが変わってまいります。団塊の世代はもらう側、支える側から支えられる側に行き、こちら側に、もうとうに行っておりまして、ここがここを支えるという構図が大変だということは、みんなが認識している。2055年になると、総人口がいよいよ8000万台に落ちてくるということでありまして。見るからに、ご老人の方の面積は増え、減りはしないというこの面積と、やせていく支える側、これがもう決定された未来として見えている中で、どうやって社会保障制度を支えていくのか。これは皆が与野党を超えて考えているんだということですが、いよいよお時間なので、ちょっと急いでいきたいと思っております。

私の私案として考えているところは、全体の構造としては憲法があります。憲法は、個人の尊重の原理というところで、ここを大切にしようという形で、ここをご本尊にして憲法が組み立てられておりますが、具体的な人権規定として、確かに13条からプライバシーの権利があるとされています。確かに番号制度は、プライバシーの権利に対する脅威は存在します。これは皆が自覚しているところであります。

一方で、25条は生存権を保障しております。文化的最低限度の生活を国が保障するんだと言っています。これを具体化するものとして社会保障法制があるわけですが、これらを支えるものとしては、本来は国民が負担して受益を受けるという負担と、受益の関係がクリアに見えているうちはよかったです。自分の負担したお金だけで十分に保障が受けられない状況になってきますと、どうしても財政的な支援が必要になってくる。一方、国民は納税の義務を憲法上持っておりまして、収入の多寡等に応じまして税を徴収される税法の世界があります。ここで財政を整えた上で、生存権を確保するために予算を組んでいたという関係が見てとれるわけです。

もちろんプライバシーの権利に関して、マイナンバー法案はどうかということは精緻に法的に議論する必要はあるんですが、実質的な判断としては、ここだけに閉じた視野狭窄の判断をしてはならない。全体を見渡すためには、一方の人権を保障するためには、生存権をいかに実現、具体化していくかということもあわせて考えなければならない。個別の論点で個別に検討しますが、最終的には総合的な判断をしなければならないんだらうと思っております。

社会保障と税の一体改革が目的で、マイナンバー制度は手段であります。その手段を構築する根拠法としてマイナンバー法案、住基法、医療等個人情報保護法案などを用意しているんだらうと思いますが、先ほどから言っているとおり、皆が分かっているのに、なぜ具体的に話が進まないのかというと、我々が弱いのは制度設計でありまして、組織と権限のつけ方、推進する権限を持つ者、リーダー不在といいますが、リーダーがリーダーたらしめるための根拠法をきっちり作り込むところが非常に弱いんだらうと思います。今日、私が言いたかったのはここだけであります。

人権保障のために統治機構が手段として用意されます。ご存じのとおり、立法、司法、行政であります。実態は、三権分立といいますが、実質的な権限の大多数は、予算的にも行政権にほとんど集中しております。行政権自体が非常に肥大化している中で、線路が多い状態にある。その中で、これからの我々の高齢社会に向かって、大きく制度を切りかえていかなければならない時代に入ってきた中では、多分政府C I Oが非常に重要になってくる。チーフ・インフォメーション・オフィサーの略であります。このIはイノベーションのIだとも言われています。これから電子政府化をどんどん進めて、効率化して、人口減少に備えていくための仕組み作りをやっていかなければならない。この政府C I Oにどのような強い権限を与えて、国全体の政策の青写真というか、グランドデザインをきっちり書いてもらう。もちろん主務大臣の存在、内閣官房、総務省、厚生労働省、総務省の存在を前提としつつ、これがばらばらにならないような大きな権限を持つ。ここがアクセラであります。

「番号情報保護委員会」ですが、先ほど公明党の高木先生らが「番号」は要らない、「情報保護委員会」でいいではないかと、権限拡大を訴えられておりましたが、まさに私

もそれに賛成でありまして、情報保護委員会として、人権保障を具体化するために、政府が制度を作る前に事前チェックする、制度運用をし始めたら事後的に監査などチェックする。事前事後のチェックをする独立行政委員会としてのプライバシー全体を見る情報保護委員会を作り、ここがブレーキになる。アクセルとブレーキを設計して、既存の主務大臣とうまく役割分担をすることによって、ガバナンスが働くような設計をするところを見据えて、個別の政府CIO法、個別のマイナンバー法、個別の医療情報保護法などを設計していただければいいのではないかと考えておりまして、これから個別にいろいろ各省に提案書を持って歩こうかなと思っております。

マイナンバー法、確かに日弁連が批判されておりますように、危ない面はある。しかし、目標設定はプライバシー権の侵害だけにあるのではなくて、本当のねらいは、少子・高齢社会の中で、おじいさん、おばあさんが一人で死んで、何十万人も独居老人がばたばた死ぬような社会保障制度が緩んだ状態が、このままいけば具体化してしまう。それをどう回避するかという政策課題に、どう具体的にとらえるか。そのピース1個1個を丹念に作るのは当然重要ですが、ピースだけを見て、全体目標を見失うことがないように、常に連携して全体を視野を広くとって、個々の制度の連関を図って、目標に邁進していきたいものだと思っております。いろいろ日弁連の先生からは批判はあり得るところですが、個別の問題については、またパネルのところで議論ができればなと思っております。

それでは、私からの報告は以上とさせていただきます。ご清聴、どうもありがとうございました。

佐藤久美子：鈴木様、どうもありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩に入らせていただきます。お席をお離れになる際には、貴重品をお持ちいただきますようお願いいたします。それでは、お時間までご休憩くださいませ。

[ 休 憩 ]

佐藤久美子：皆様、お待たせいたしました。只今よりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、パネリストの皆様、どうぞステージにお上がりください。プロフィールは、お手元の登壇者プロフィールをご覧ください。

それではご紹介させていただきます。先ほど特別講演をいただきました新潟大学大学院実務法学研究科教授、鈴木正朝様。日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長、野呂圭様。経済同友会常務理事、岡野貞彦様。東北税理士会岩手県支部連合会総務部長、丹代一志様。番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長。そして、コーディネーターは、岩手日報社、村井康典取締役論説委員長です。

では、村井取締役論説委員長、どうぞよろしく願いいたします。

#### (5) パネルディスカッション

村井康典：只今ご紹介いただきました村井と申します。本日は、このパネルディスカッション、後半の国民との対話の部分を進捗役として務めさせていただきます。

前半の講演と政府側の説明にもありましたように、この制度は国民生活に随分大きな影響を与えるものだと思います。しかし、国民に周知されているかといえば、まず詳しい中身についてほとんど知らない方が多いのではないかと思います。この機会にこの制度について議論を深めていただければと思います。

それでは、進め方ですけれども、前半にパネルディスカッションとしまして、先ほど講演いただいた鈴木さん、政府側の方以外のパネリストのお話を伺います。その後、ご来場の方々からご意見、ご質問等を伺いながら進めさせていただきます。

それではまず、順番として、経済界を代表いたしまして、経済同友会の岡野さんに講演をお願いいたしたいと思います。

岡野貞彦：経済同友会の岡野と申します。

経済同友会という名前を聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、東京にあります経営者の方の団体でありまして、私はその事務局におります。経営者の方が、どちらかという、企業の利益や産業界の利益を超えて、国民生活一般にとって重要な課題について自由に議論をして、それを政府に提言したりしていくことを目的にしております。岩手にも岩手経済同友会という組織があります。これは上下関係があるわけではなく、それぞれ独立して運営をしております。私がおりますのは東京の経済同友会ですが、そこで議論してきました社会保障・税の番号制度について、どんな議論をしているかということをご報告する形にさせていただきたいと思います。

これまでの取り組みを簡単にまとめてあります。同友会としては、番号制度は電子政府の基本的なインフラとしてとらえておりまして、公平な課税ですとか適切な社会保障、効率的な行政の実現を目指すということで、電子政府の基本的なインフラと提起をしておりますものですから、単に税と社会保障を超えて行政全般に対するもの、さらには民間利用までも含めた形での番号制度の実現を提言して、働きかけをしているところでございます。

その背景は、鈴木先生のお話にもございましたけれども、一つは、膨大な財政赤字を抱えている日本の現状があります。ご承知かもしれませんが、今1,000兆円近くでございます。この国と地方の財政赤字は、GDPに比較して200%という水準になっております。この数字は、昭和20年の敗戦時を超える勢いの数字になっているわけです。こうした大変な財政負担を、今度少子・高齢化という負担をする世代が小さく縮小していく中で、何らかの形で返していかなければいけない。そういう現実を考えたとき、それから高齢化という中で、社会保障負担といったものが毎年急激に膨らんでいく中で、どのように効率的な行政をしていくかということ考えたときに、電子政府の構築、その基盤となる番号制度は非常に重要だという認識を持っております。加えて、大震災の影響などもございまして、そういったときの活用などについても議論があるところですが、そこは後ほど簡単に触れさせていただきます。

基本的な考え方ですが、同友会では、先ほど言いましたように、電子政府は国民生活の基盤ということで考えております。国民生活者番号と言われていたものですが、これを最短の期間、最小のコストで導入すべきだということを言ってきております。2013年度までと、当初2011年で言っていたんです。この理由は幾つかありまして、例えば特許庁のシステムは、2011年に開発計画を断念しているものがあるんです。これは2006年から2011年まで、5年間で55億円も使ったんですが、結局、断念をせざるを得なくなったという経験があります。また、導入を果たした計画の中でも、例えば国税庁のシステムは、1989年に計画をしまして、2001年までの12年間かかって実装して稼働しているんですが、何でそんなかかってしまったかという、その間にどんどん技術進歩が進んでいくわけです。ご承知のように、1989年から2001年の間ということは、いわゆるウィンドウズ革命もあった、真ん中に挟んでいたわけです。時間をかければかけるほど、コストもかかってきますし、設計の見直しもどんどんしなければいけないので、こういった問題は、なるべく短期間、最小コストでやる努力をすべきであるというのが基本的なスタンスになっています。

と同時に、様々な問題点が考えられるものですから、国民に対してメリットを分かりやすく説明するとともに、コストも明示した上で、利便性を実感できるようなことを、国民に対して確約してほしいということを言ってきています。また、システムは、当面一度に様々なものは実装できませんから、将来の利用範囲をある程度確定した上で、発展可能な設計を行って、優先度の高いものから実装する計画性も重要だろうということを言っています。

さらに、多くの方々がご心配されるように、セキュリティー、アクセス制御についても、国民自らが情報活用について一定のコントロールが可能であることとか、偽装、成りすましなどの不正行為を防ぐとか、目的外利用の防止といった、最大限の配慮が必要であろうと言っています。日常の行政間の利用に関しても、今でも文書については機密分類をされた上で、その定義に従ってセキュリティーをかけていますが、それを厳密にやるとともに、端末ごとのアクセスの認証ではなくて、個人認証のシステムをきちんと入れていかないと、端末ごとの認証ですと、非常に問題が大きいのではないかとことを言っております。

そのような中で、どのようなところで活用すべきかというので、これは、実は2011年、昨年の7月、毎年夏にセミナーをやっております。それまでやっていた軽井沢から、震災の影響を受けたところでやろうということで、この年から仙台でやっております。実は、今年の7月は盛岡でさせていただいたんですが、多くの報道陣と一緒に連れてきて、視察もしていただいたりする中で、自治体の長の方とも議論しました。この場では、奥山仙台市長から具体的に番号制度についてご発言がございまして、この記事にもございますけれども、ここらあたりですか、糖尿病など慢性疾患の高齢者は飲みつけの薬を把握していない場合が多く、支援に来た医師が混乱してしまっていた。こういう具体例な例を挙げてくださっていました。番号制度の導入は、得るものの方がリスクよりも大きいという地方自治体の長の一人としてのご発言は、この時点では非常に重いものがあったんではないかと私どもも認識をした次第です。

その他、どんな分野への将来への拡張があるのかということ、これは私ども資料ではありません。「わたしたち生活者のための『共通番号』推進協議会」という組織が出されているものです。試算がここに、1兆円を超えるぐらいの経済効果があると書いてありますが、申しわけありません。私は、この数字について何の責任も持てるだけの知見は持ち合わせていないんですが、皆様方にこんなところに使えるんだという一つの例が、これを見ていただくとまとまってあるのではないかと、お示しをしたところであります。

行政分野ですと、税分野の話以外に、上下水道の使用料金とか生活保護の不正受給防止にもなりますといった観点、準公的の分野でいえば、電気、ガスなどの使用料金明細の送付ですとか医療の問題、民間部門ですと、分かりやすい例として挙げているのは、ここには引っ越しのワンストップですとか退職のワンストップですとか、退職時の様々な手続ですね。製品のリコールもこういうところでやっていけないかということを行っていますし、ライフイベントに伴って様々な手続が必要なものを、先ほどプッシュ型行政というお話も中村さんからございましたが、様々なところで活用ができるメリットが十分あるのではないかと、例として挙げさせていただいております。

こういったものを実現するに当たって、考えなければいけないことも幾つかあるであろ

うということを最後に挙げさせていただいております、一つには、導入期において、全体像と工程表を明確にした上で、費用効果分析、実行計画を立案してほしいということを言っています。

これはなぜかという、一つには、行政、政府に対する信頼感がちょっと、大変失礼かもしれませんが、民主党政権になって揺らいでいるところもあるのではないかと考えておりました、分かりやすい説明能力をしっかりと備えた上で、全体像も含めて国民に示してほしい。例えば、今回のこのマイナンバー法にかかわっている省庁ですが、マイナンバー法所管は内閣府ですが、個人番号の通知、番号の所管は総務省、法人番号の通知は国税庁、情報提供ネットワークシステムは内閣府及び総務省の共管とか、様々な役所にまたがってしまっているわけです。そんなことをやっていて、本当に安心してこの制度を維持してくれるのだろうかという意識も、我々にとってもあるわけです。そういう意味では、説明をきっちりして、計画を明確にすることで、そういった不安を払拭してもらうとか、縦割りということもよく言いますので、そういうのを排除してもらえないか。

それから、先ほど第三者機関のお話が出まして、鈴木先生からもそれにちょっと触れられていました。今日、ここに書きませんでした、私どもは、そんなに政府に信頼がないんなら、第三者機関は国会に置いてはどうだろうとかという提案もしてきております。これまで国会が行政の監視機能を担った例はなかったんですが、福島原子力発電所の事故にかかわりまして、昨年、国会に事故調というものが初めて設置されました。こういった機関、行政に対する監視、番号の運用についての監視をするのであれば、三権分立の国ですので、国会にそういった組織を持ってもいいのではないかという議論は、内部ではさせていただいております。

2番目は、介護、医療について、別途法律を用意しなければいけないというので、時期が明確になっていないと理解をしておりますが、こういったものは全体像をしっかりと明確にして進めていかないと、無駄な投資につながってしまう。3つ目と一緒にですが、実現方式と投資の妥当性の判定が、利用範囲がはっきりしないと不明確ではないか。全体のロードマップは作りにくいのではないか。制度導入のコストをしっかりと明確にするとともに、開発と導入と運用を、透明性を持ってやってほしいということを言っています。

所管官庁、先ほど申しましたが、責任・権限が明確にならない懸念があるので、どのようなことで国と地方の業務改革と一体にしていくかということも、明確にしてほしいということ。

それから、社会保障分野においては、消費税が高くなっていきます。10%を目指して法改正が行われましたが、所得の再分配として、同友会では複数税率よりも給付付き税額控除という形でやるべきだという提案をしておりますので、そういった観点から、個人会計を明確に税と社会保障の分野でしていくためにも、こういった番号制度を導入することによって、適切な所得再分配、負担と給付の可視化を進めていくことができるのではないかと考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

村井康典：ありがとうございました。

続きまして、税理士の立場から、東北税理士会岩手県支部連合会総務部長の丹代さんからのご発言をお願いいたします。

丹代一志：只今ご紹介いただきました東北税理士会、支部としては盛岡支部に所属しております税理士の丹代一志でございます。東北税理士会では岩手県連の総務部長を務めさせていただいております。

私たち税理士が所属している団体である日本税理士会連合会、まずはこちらの基本的な立場などについて説明をさせていただきます。

日本税理士会連合会では、平成22年6月に取りまとめた、過去のお話ですけれども、平成23年度税制改正建議書において、番号制度について、税制分野において番号制度を導入することは、個人や法人の所得金額の把握まではできないものの、課税漏れや適正な申告などの実現に寄与し、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすということなど

から、この番号制度の導入に当たっては、その制度の仕組み、付番方式、あるいは付番機関、プライバシーの保護などについて、具体的な内容を示した上でその構築をするべきである考え方を公表しており、基本的には賛成の立場を表明しているところです。

また、平成22年2月と昨年2月においても、この番号制度に関する意見書を提出しております。その中で共通して主張していることは、一つ目として国民の利便に資すること、二つ目として、税務分野及び社会保障分野のうち、現物給付のみの利用から開始すること、次に、番号は住民票コードをベースとした新たな番号とすること、そして、番号の情報管理を厳格にすること、以上4点について意見書を提出しております。これは今年の2月14日に国会に提出されたマイナンバー法案の内容にほぼ反映された規定が盛り込まれております。

そこで、この4意見について少し具体的に説明していきたいと思っております。基本的には、我々税理士会は賛成の立場というわけですが、ただ、無批判にこの番号制度を受け入れて推進していこうというものではないことを一言つけ加えさせていただきたいと思っております。

まず、国民の利便に資することの意見についてですけれども、国家運営と行政組織、番号の必要性、番号の利用という三つの柱から、社会システムを公平に運用し、行政を効率化させる基礎的なインフラとなる番号制度の構築を目指すべきであると考えております。また、我が国では租税の基本を申告納税制度に置いております。この制度は、納税者がみずから計算によって所得などの計算を行って、税額を確定し納税する制度でございます。ご承知のことかと思っております。これは本当に租税制度における国民主権をあらわして、本当に民主的な手続であると言えます。したがって、この制度が確立されている我が国においては、この番号制度の導入はあくまでこれを補完する制度であることが前提であり、番号制度の導入に当たって、税務申告、納税などの確実な遂行の実現が可能となることを強く期待しております。

なお、私たち税理士は、今申し上げた申告納税制度の理念に沿って、納税義務の信頼にこたえなければならないということを使命としております。今スクリーンにあるとおり、税理士法第1条が記載されております。後ほどご確認していただきたいなと思っております。

次に、税務分野及び社会保障分野の一部に利用することについてですけれども、国民の利便に資するためには、納税全般にわたる制度で、さらには社会保障や地方税も効率的に規律できるような制度が望ましいということはあるまでもありません。しかし、番号制度導入に当たり、どんなに万全の整備をしたとしても、当初予想しなかったような問題が生ずる可能性は否定できないと思います。そのため、まず税務分野及び社会保障分野のうち、現物給付部分からの利用とすることで、発生する問題点を検証、解決しながら、時間をかけてこの制度を熟成させる必要があると考えております。

また、税務分野においても、民一民一官の利用に限定することが望ましいと考えております。最もイメージしやすい番号の利用として、例えば、給与をもらっている方が自身の番号を会社に提示して、その会社が年末調整を通じて、その方の源泉徴収票や支払報告書にその従業員の番号を記入して、税務署や各市町村に提出するというところでございます。そうすれば、この流れはまさに民一民一官としての利用になると思います。

次に、番号は住民票コードをベースとした新たな番号とすることですが、基礎年金番号については、国民全員にまず付番されていない。そして、住民票コードは住民基本台帳に明記されていないことから、住民票コードをベースとした新たな番号とする以外に選択肢はないと考えております。法案では住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定めることになっておりますが、現状では住民票コードを有しない方、あるいは住民登録をされていない方には付番されないこととなると思いますので、この点については何かしらの整理が必要かと考えております。

最後に、番号の情報管理を厳格にすることについてですけれども、やはり懸念されるのは違法な追跡、名寄せ、突合でございます。これらを払拭するためには、システム面と制度面から情報管理についての万全の措置を図ること。特に第三者機関の設置や罰則の強化などが求められると思います。その他、いわゆる成りすまし対策にも万全の措置を図る必要があると思います。

時間の都合もありますので、この先に関しては配付資料をご確認していただきたいと思

うんですが、最後に一つだけ、私たち税理士の顧問先は中小企業者が圧倒的です。番号の取扱事業者には源泉徴収義務者や特別徴収義務者が含まれております。そうしますと、多くの中小企業者が番号の取扱事業者に該当することになります。もちろん個人情報の観点や目的外利用を防止する観点から、安全対策は当然中小企業者も講じる必要があると思いますが、番号の取扱事業者である中小企業者に過度の負担を強いることは避けるべきだと思っております。非常に難しい問題だと思っておりますけれども、利便性とセキュリティーのバランスを図ることが求められるかと思っております。

最後にまとめさせていただきます。先ほどのご講演のお話にもあったかと思っておりますが、我が国は将来的には人口が減少していきます。そうしますと、経済が弱体化していくことが予想されます。そのため、今まで以上に効率のよい行政運営を行っていく必要があります。その中でこの番号制度は、私は個人的にも必要不可欠であると思っております。この番号制度の導入によって、社会的費用の正確な捕捉が可能となり、無駄な歳出を削減することができます。本当の弱者救済のために必要な情報の迅速な伝達と行政執行が期待されます。何よりも正直者が損をしない世の中の形成になると思っております、期待しております。

以上のことから、日本税理士会連合会としましては、まずは税務分野、社会保障分野のうち、現物給付部分のみの利用とすることでスモールスタートしていただいて、問題点を検証、解決しながら、時間をかけてこの制度を熟成する必要があると考えております。

以上で説明を終わらせてもらいます。

村井康典：ありがとうございました。

それでは最後に、弁護士の立場から、日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長の野呂さんに発言をお願いいたします。

野呂圭：こんにちは。弁護士の野呂です。私は普段宮城県の仙台市で弁護士をしております。パワーポイントに沿ってお話しさせていただきます。

何のためのマイナンバーかという、私の今日のお話は、基本的に疑問の提起、問題提起という形で進めさせていただきます。

法案の第1条にはここに書いてあるようなことが書いてあって、要するに、何かというと、行政の効率化を図るのが法案に書いてある目的であります。しかし、三つの観点から慎重に考える必要があるのではないかとということです。

一つ目は、共通番号化、マイナンバーを導入しないと、私たちの生活が良くなるのかという必要性の問題、二つ目は、プライバシー、個人情報を守られるのか、これは許容性の問題、三つ目は、費用対効果はあるのかという合理性の問題です。私は法学部を出たわけですが、法学部の最初の頃の授業で、法律の問題やその解釈の問題を考える際には、必要性和許容性は両方きちんと満たすものでなければならぬと教わりました。そういう観点を共通番号制についてもきちんと踏まえて考えてみたいと思っております。

まず、必要性の問題ですが、マイナンバーは必要不可欠かという問題です。左側に書いてある①から④は、一つ抜けていますけれども、先ほど来ご説明がある大綱に書いてある、こういうことが共通番号制によってできますということです。右側が私のそれに対するコメントになっています。

ここで言いたいところは、右側の①のところですか。大綱では、よりきめ細やかな社会保障給付が実現できるようになるんだというんですけれども、では、そもそも社会保障給付って何を想定しているんですかということです。それが具体的に示されない段階で、社会保障給付が実現できますからマイナンバーというのは、ちょっと目的があいまいなまま手段だけ先行させようということ、順序が逆ではないですか。きちんと社会保障の中身を充実、まずきちんと明示すべきではないのか。ちょっとひねくれた見方をすれば、生活保護の関係で、水際作戦という言葉が聞こえますけれども、そういう形で、そういう社会保障給付を削減する方向での共通番号制、社会保障給付削減を目的とした制度設計にならないですか。もちろんそんなことはないですよと立法者は言うでしょうけれども、もしかしたら将来の行政、政府は、逆のことをこの共通番号を利用してやるかもしれない。そういうことが一つあるでしょう。

②の関係で言うと、ここは大綱でも認めているところですがけれども、共通番号を導入したからといって、正確な所得を把握して、不正申告や不正受給をなくすことは無理だと。そもそも制度設計からして、完全に税の公平性はできない、限界があるということです。

あと、共通番号がないことで、私たちの生活、そんなに困るんですかねという素朴な疑問です。先ほどのご説明の中では、いろいろな申請のときに、書類をかき集めなくていいということ。それはそれで便利かもしれないけれども、私たちの日常生活の中で、そういう申請をする機会はどれぐらいありますかということ。何回か時々ある中に多額のコストをかける必要があるんですかねという問題です。

次に、災害時にマイナンバーは必要かということで、この共通番号制は、災害時の活用も一つの目玉として言っているわけです。しかし、五つここに書いていますけれども、例えば共通番号がないことによって、具体的な支障はどれほどあったのかということ。義援金や生活再建支援金の支給の遅れは、共通番号がなかったからなんですか。そういう立証は少なくともないのではないのかなと私は思っています。義援金とか生活再建支援金の遅れは、基本的には、建物の損壊状況の確認作業が、人員不足とかも手伝って遅れたことが大きい原因になっているのではないのかなと思っています。

それから、共通番号があれば、支援物資がどこにどれだけ必要かがすぐ分かるということも言われたりするんですけれども、別に共通番号がなくなっても、各避難所や、または仮設住宅単位でもいいんですが、そういうところである程度集約することは可能なんです。これだけの物資をこれだけ欲しいということをネットワークを構築して、共通番号ではない、もう普通の、はっきり言えば、メールとかでも足りると思うんですけれども、そういうことで情報共有することは十分可能だと思います。

それから、法案で個人番号カードとICカードを規定されています。そこに番号が書いてあるので、それを持って逃げれば、いろいろな後の事務手続に便利ですということを書いてありますけれども、カードを持たないで避難してきたときに、まず個人の特定の作業から始まるわけで、かえって煩雑にならないですかねと。カードを持っていないがため

に、カードを持っている人よりも支援が遅れたりすることはないですか。それから、カードを持たなければいけないと頭の中に入って、カード、ああ、忘れてきた、取りに行った。その間に津波にのみ込まれたとか余震にやられたとか、そういうこともなくはないでしょうということ。

あと、電子カルテの話で、先ほど仙台市長のコメントも紹介されていましたが、そもそも電子カルテが未整備の場合、共通番号があっても余り意味がない。また電源が確保されていない状況では意味がないでしょう。さらに私が仙台市から情報公開で入手した資料では、実際のところ、仙台市でも医師が困ったという情報までは持っていないようにも思います。私も宮城県内の医師にちょっと聞いたことがあるんですが、救援に入る医師は、ある程度の薬も持って入るので、例えば、糖尿病とかそういうのでもある程度対応はできる。ただ、薬が不足するケースもあったわけです。例えば糖尿病であれば、インスリンがちょっと足りないという問題は確かにあったと聞いていますけれども、それは共通番号があれば解決できる問題ではなくて、きちんと常日ごろから備蓄をするとか、そういうことがきちんとできていれば問題ない。あと、カルテの流失に対する対応も、今、電子カルテ化している病院については、遠隔地のほかの病院と提携なりして、バックアップデータを遠隔地の病院で保存しているとなっているようですので、これもわざわざ共通番号をしなくたって対応できるのではないかということなのです。

次に、許容性の問題になるわけですがけれども、プライバシー侵害の危険ということなのです。(2)のところ、結局、共通番号ですと、活用されると、私たちの個人情報、先ほど鈴木先生のご講演でもありましたけれども、行動履歴は大量に収集されることとなります。マイナンバーで紐付け、検索すれば、私たちの個人情報が容易に確実に名寄せできる。つまり、私たちの行動、場合によっては、思想まで把握されることがあるということ。そういうマイナンバー、共通番号について、私たちの個人個人の情報が国家に把握されることについて、私たち個人の同意なく、それがなされるのがこの共通番号制度ということになるわけです。別にもう私はいいいですという方も、それはいらっしやると思いますがけれども、いや、僕はそんな自分の病歴とか、そういう問題を知られたくないという人にとっては、プライバシー権の問題があるだろうということなのです。

個人情報漏えいの危険はどうしても避けられない問題です。住基ネットも大丈夫ですということで稼働されたわけですが、報道されているだけでも、ここに書いてあるようなことがある。韓国では、住民登録番号という共通番号みたいなものが既にあるわけですが、そこでは、延べですけれども、約1億2,000万人の個人情報漏えいされているということが言われております。さらに成りすましの被害の危険です。アメリカや韓国ではもうこれが多発している。勝手に自分の番号を使われて、借金したことになっているとか、そういういろいろな被害が出ている。

いろいろな対策を講じると法案でもなっていますけれども、それは完璧ではないと思います。原発だって、安全です、大丈夫です、しっかり検査を受けて作っているんだから大丈夫ですと言われていて、この結果なわけですから。しかも、プライバシー情報は、基本的には他人に余り知られたくない情報が多いわけです。それが一たび流出してしまったら、取り返しがつかないんです。あれはなかったことにしますとって、損害を回復する、被害を回復するのはできない。そういう性質のものなんです。財産権の侵害であれば、それに相当するお金を払って賠償してもらえれば、損害の回復はあり得ますけれども、プライバシー情報はそういうものとはちょっと違う。そこは慎重に考えなければいけないでしょうということです。

そういう意味では、第三者機関を設置すること自体、これは共通番号に限らず、大事なことだとは思いますが、それで十分かということ、罰則を強化したって、ハッカーとか、そういうサイバーテロをやるような確信犯的な人にどれだけ効果があるんですか。あと、不注意で流出させてしまう場合に、ちゃんと対応できているんですかという問題もあると思います。

あと、住基ネットが以前問題になっておりましたが、住基ネットでは、最高裁判決が出ていまして、一応合憲だという判断が出ています。しかし、だからといって、共通番号制度も合憲になる保障はない。むしろ最高裁判決の関係でいえば、違憲という判断が出てもおかしくないと思っております。というのは、住基ネットの場合は、基本的に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と言われていますが、そういった情報に限っています。今回の共通番号は、それだけではなくて、医療情報とか年金、雇用関係、さらに民間に広

がれば、もうあらゆる自分の行動履歴が対象になるわけですから、そういう秘匿性の高い情報が対象になる中で、本人の同意なく第三者に提供することが許されるのかという問題があります。

あと費用対効果です。これもはっきり言って、資料が出てこないのので何とも言えないんですが、6,000億円とか1兆円、初期費用。最近では3,000億円とか4,000億円と言われていきますけれども、よく分からない。効果が、先ほど資料をちょっと紹介されていましたが、費用を上回るだけの便益がどれだけあるのか。少なくとも政府では試算が発表されていない。それは何でなんでしょうか。説明ができないのではないかと、ひねくれた者からは見えてしまうんです。あと、公正な税制の実現にも限界がある。こういう中で、大型公共事業、これは公共事業ですからね。そういうことに賛成できますかというのが私の問題です。

最後、まとめですが、制度は一度創設されると、肥大化していきます。最初は小さく生んでも、それはどんどん大きくなっていきます。先ほどからご説明したとおり、そうなればなるほど人権侵害の可能性、それによる被害の大きさも増大していくことになります。また、共通番号によるメリットとデメリット、費用対効果を慎重に考量して検討すべきですけれども、現時点でそれが十分なされているとは言えないのではないかと。国民にも十分に知られていない。今日ここにお越しの皆さんは相当関心の高い方々だと思いますけれども、去年の11月、1年前の世論調査では83%が知らない、今やっても多分知っていると答える人はそんなにいないのではないのかな。知らなければ議論もできないわけです。そういう中で、国民が知らないうちにこういう大事な問題が決まっていってしまうのは、民主主義の観点から考えても問題ではないかなということで、私は反対ですし、日弁連もこの共通番号制度には反対しております。

あと、今日お配りの資料の中に、日弁連が作成したQ & Aも入っておりますので、こちらでもご覧いただければと思います。

村井康典：ありがとうございました。

お三人の方からお話を伺いましたけれども、岡野さんと丹代さんは、基本的な立場としては賛成であると。ただ、スモールスタートでいきませんかということです。弁護士の野呂さんは、この制度については明確に反対である。それぞれのお立場から発言していただきました。国民対話に入る時間ですけれども、二つだけ私から質問をしたいと思います。

まず、只今の野呂さんの発言の中で、災害時のマイナンバー制度の利用は役に立たないのではないか。東日本大震災を想定した場合でも役に立っていないではないかという発言がございましたが、政府側の見解をお伺いできればと思います。

峰崎直樹：その前に、岡野さん、丹代さんから出ている疑問について、今の質問の前に答えてよろしいですか。

村井康典：どのテーマですか。

峰崎直樹：例えば、岡野さんから、第三者機関を国会に設けてはどうかという提案です。

村井康典：そのお話は、鈴木先生と峰崎さんに振ろうと思っていましたので。まず、被災地としては災害の話からぜひお願いします。

峰崎直樹：分かりました。

では、災害の話ですが、実は私、仙台の奥山市長に5月に会いに行きまして、直接お話をする機会がございました。そのときに、先ほどの医療のところの話だけではなくて、被災地の方々が本当に仙台市にもたくさん出てこられた。そのときに、どこの誰で、被災者名簿を作るのにあちらこちらたらい回しというものがあって、番号制度があれば、それは非常に効率よくできたんじゃないだろうかということを、そのときには主張されておりました。これはつけ加えておきたいと思うんです。

被災を受けたときに、番号カードを持たなかった人は当然出てくると思うんです。しかし、私たちは常時、財布の中とか、そういったところにこれからは生活の上にとって不可

欠なものという形で、カードをしっかりと携帯されていくことになるのではないかと思います。当然のことながらIDカードに写真がついていますから、これは身分証明の形になります。今度は、例えば今まで私も困ったことがあるんですが、私、自動車の運転免許を持っていない。そのために自分が自分であることを証明することがなかなか難しかったわけですが、今度はそういったことについて、災害対策のときにもきちんとIDカードを持っていれば身分証明ができる。

持っていない方はどうなるのといったら、それは相手にしないということではなくて、それはもちろん持っていない方々に対する丁寧な対応は、当然同じ被災者ですから、きちんと対応することは言うまでもないんですが、8割、9割、あるいは95%の方々がしっかり持っておられると、これは非常に効率よくきちんと対応できるのではないだろうか。私は、災害対策はどここの会場へ行っても、この点について余り否定をされる方はおられませんので、積極的に災害時における対応は、番号の有効な活用方法になるのではないかなと思っています。

村井康典：今出ました、岡野さんから第三者機関を国会に置いてはどうかという提案がありましたけれども、それについては、峰崎さんと、鈴木先生、ご見解があればお願いいたします。

峰崎直樹：では、私から。国会議員をやっているとして、野党時代は特にそうですが、国政調査権を発動させよう。ところが、今までは野党側が少数ですから、当然国政調査権を発動しようとなると、与党側、政府に対して非常に不利なことが多いということではなかなか実現できなかったのが率直な実態でございました。かつてはそれがかなり通っていたんだろうと思いますが、今回はさすがに大震災、あるいはそれに伴う福島原発事故の問題は未曾有のまさに出来事ですから、これは単に政府、行政側だけではなくて、あるいは民間だけでなく、国権の最高機関である立法府が国政調査権を発動しようという意味で、本当にできたときに、これは塩崎元官房長官を中心にやっておられましたけれども、私は大賛成だということで、行政側にいる人間でありながら賛意を送ったということです。

そういう意味で、今も国会の中に調査室だとかいろいろなものがあるんですけども、

権限が非常に弱い。アメリカのG A Oというのがありますが、会計検査院です。こういったものが国会に附属させて、行政側をきちんとチェックしていく。これはものすごく重要なので、先ほど提起があった第三者機関、今回、私たちは今の法案では、行政の三条委員会を提案していますけれども、本当にそれが実現できるのであれば、国会の中にも作ってもいいんです。ただし、これは国会の中に常設させるとなると、今までの国家行政組織法とか、あるいは様々な法体系全体がまた一から検討し直しになりますので、今は行政側がこれを一番独立性の高い、多分E Uの国際的な基準から見ても、きちんと合致できるような、そういうものにしていこうということで、今回、この三条委員会を作ったということです。私も理念としては、岡野さんが指摘されたことについては大賛成だということで、ただ、現実にはこういう形で今はせざるを得なかった、というのが私の見解であります。

村井康典：ありがとうございます。

それでは、鈴木さん、お願いします。

鈴木正朝：実は東京財団という組織があって、そこで数年前に提案しておりました。国会改革の中で、国会の役割を見直そうという頭の体操の中で、情報保護院というのを作って、国会に国会図書館とかいろいろ調査できる機関はあるけれども、国会職員をふやして、議員をサポートする役割も含めて、先ほど峰崎参与からお話がありましたように、国政調査権を具体化するための国会の組織を作るのも一つのアイデアだろうということで、今日の第三者機関同様に、幾つか頭の体操で、どういうチェック機能があり得るかということで、先ほど来出てきたアメリカのG A Oの例とかなども若干調べて、意見を出させていただいたことがありました。

必ずしも択一的関係ではありませんで、あれかこれかではなく、あれもこれもでいいわけです。国会の役割は、確かに行政に押される形でチェック機能のように、立法機能でありながら、具体的法案は次々と行政のほうに引っ張られてきたわけではありますが、もう少し国会の力を強化するんだという話の中では、今後ともずっと議論を続ける価値はあるんだろうと思っております。

村井康典：ありがとうございました。

パネルディスカッションの中で議論したいテーマは、お三方の発言の中にまだまだあったんですが、時間が押してまいりましたので、国民対話に移りたいと思います。

会場からご質問、ご意見等をいただきたいと思いますが、もしできましたならば、お名前、所属等をお話ししていただければ幸いです。もしこのパネリストに質問したいという方がいれば、ご指名していただいても構いません。私のほうで指名します。マイクを持った者がそばに行きますので、そのときにご発言をお願いいたします。

それでは、質問はございますでしょうか。では、一番前の方。

#### (6) 参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）

質問者①：盛岡市内から来ました●●と申します。

少子・高齢化人口の絵をベースにして、大変な社会になるからマイナンバーをとということがありましたけれども、マイナンバーではなくて、これ自体に大きな手を打たなければいけない。そういう意味でいくと、日本人だけで日本経済は支えられなくて、もしかしたら、この台形の下のほうに外国人労働者とか、そういう方を相当数入れないと、今の経済はそのままスライドしていかないだろうと思うわけです。ここの視点がなくて、マイナンバー制度と言われてもちょっと理解が苦しむなというのが一つ。

最近あったストーカーの話で、半月で1万件でしたっけ、メールが来ている。これは犯罪性の言葉がないから、これは立件に当たらないということで、結局、亡くなりましたね。これは国民が困っているんですね。困っているから警察に相談しているんですけども、ある基準に合わせて、それはあちらこちらというところに、ルールではなくて、きずなとか助け合いとか人の気持ちとかという日本文化の崩壊が何かあるような気がして、それに無理やり何かの仕組みをかぶせても、日本本来の文化は醸成していかないのではないかな。こういうふうには危惧しています。だから、余り早くやらなくてもいいでしょうし、もう少し議論して、根本的な問題に対して、もう少し真剣に国民の代表である国会議員が

議論してほしいな。議論していないですものね。そういうふうに思います。

村井康典：ありがとうございました。

少子・高齢化社会を支える仕組みが先決ではないかというお話と、今はストーカーの話が出ましたけれども、制度では守れないのではないかというお話、あとは、先ほど岡野さんからもありましたが、国会議員、政府、しっかりしろというお話。中村さんか峰崎さんからお願いいたします。

中村秀一：どうもありがとうございます。少子・高齢化の問題は、番号の問題だけではなく、むしろそれを正面として扱わなければならない問題だというのはおっしゃるとおりでございます。社会保障と税の一体改革という中で、税の問題と社会保障の問題の法案を審議していただきまして、8月10日に、こちらは8本の法律が通っておりますが、6本が社会保障関係、そのうち3本が少子化に関係する子供・子育てであります。そういった意味では、今の制度の中でも、今109.5兆円、社会保障でお金を使っているんですが、子供さんに使っているのは4%足らずで、65歳以上の方に7割近くが使われているというので、今までどうも高齢期集中型なので、もちろん高齢者の方の対策も大事ですけども、余りに子供・子育てにっていない。OECD水準に比べても低いということで、そういう少子化対策をしなければならないというのはおっしゃるとおりでございます。

外国人労働者の問題はいろいろ議論されております。労働政策の問題もあり、また、日本は先進国に比べてまだ失業率は低いですが、それでも日本としては5%から4%ということで、高度成長期1%くらい、1970年代、1980年代2%ぐらいのことからすると、非常に高い失業率、若年失業率も高いというところですので、まず外国人労働者の方の前に、日本国内の問題もあろうかと思えます。そういう議論を重ねていかなければならない。特に日本の場合は、女性の方の就業率がまだ低い。それから、65歳以上を高齢者と定義しておりますが、それ自体問題だという議論もあり、高齢者の方々のご意思のある方は働いていただくとか、障害者の就労支援も課題になっております。まずはそういったことも労働政策としてはあろうかと思えます。また、経済を開いていくということは、外国の製品の中に労働力が入っていますので、外国との交際を広めるということで、そういう製品を輸

入し、加工して輸出することは、日本の経済力を高めるという議論もされておりますので、そういったことを総合的に考えていく必要があるのではないかと思います。

2点目のストーカーのお話は非常に微妙なというか、犯罪の関係のお話なので、弁護士さんもおられますからそういったことのコメントは差し控えますが、大きな問題として、近隣の助け合いとかコミュニティの機能が落ちているのではないかというのは非常に問題視されております。

中央、地方という言い方で恐縮ですが、地方の社会では、限界集落とかコミュニティ自身の存続が問題になっているところがある一方、これからふえる65歳以上の人は、6割近くが首都圏と関西圏の都市部だと言われております。その都市部は、人口はあっても、今言ったようなコミュニティが崩れている問題があり、マンションの中でお年寄りの方が孤独死しているというお話がある。これは幾ら年金、介護、医療という公的な制度を充実しても、防ぎ切れない問題がありますので、新しいコミュニティ作り、地域の支え合い、地域福祉というものも課題になっております。

そういう検討もいろいろ政府の中ではしておりますので、まどろっこしいとご指摘いただく面はあろうかと思いますが、おっしゃるとおり、番号は、先ほどから議論に出ておりますように、あくまでもインフラであり、手段でありますので、そういう社会保障のあり方や経済のあり方は実態の問題だと思っておりますので、そういう政策をあわせてやっていく。あるいは、この番号制度という手段を使って、そういう政策をさらによくするツールとして使っていきたいと考えて、ご提案をさせていただいております。

村井康典：ほかにコメントのあるパネリストの方はいらっしゃいますか。鈴木先生、お願いします。

鈴木正朝：もちろん私の個人的意見で、政府の意見ではないですが、私自身もマイナンバー制度に賛成するか、反対するかという立場を明らかにする上でいろいろ考えたんです。ご指摘のとおり、私個人としては、外国人労働者の受け入れ、帰化という形で、新日本人として受け入れることは、50年というスパンで考えれば当然の課題になる。これも国民の

選択になるわけですが、このマイナンバー自身は、実は定住している一定の条件を備えた外国人の方も、このマイナンバーを持っていただく制度になっております。ですから、国籍要件だけではなく、日本で納税し、日本で社会保障の給付を受けるであろう外国人にも、このマイナンバーが振られるわけです。

遠い将来を見ていけば、8,000万人に減少していく中で、どこかで決意しなければならない時期が来る。そうなってくると、金髪の日本人、肌の黒い日本人ということは、当然その時点では発生してくる。日本を愛して、日本語で理解できて、発信ができて、日本の法制度と文化を受容してくれる人で、そのときの法律に基づいて国籍要件を満たせば、それはみんな日本人になるわけですから、将来的にそういう社会も見据えるところを見ていくと、自分が自分であることの立証をきちんと制度上作っておくのは、将来設計を見据えたインフラの一つになるだろう。その是非は論じませんが、仕組みは作っておく必要があると私は考えました。

それから、ご指摘のとおり、コミュニティーは非常に重要で、コミュニティーがあったからこそ、昔は貧しくても一定の社会保障的效果を得られたと、助け合いだと。それを再生すべきだというのは、お金が細っていく現在、おっしゃるとおりであります。老人同士の助け合いの限界、コミュニティーが自立的に再生することの限界もありまして、コミュニティーの再生が無理だからこそ、制度でフォローしなければならないというところで、本質を議論すべきだという点はもう大賛成でありますし、自立を促すための制度を何とかケアしていかなければならないということで、災害が来たら誰が誰を助けるという町内会レベルのことの段取りをする上でも、私は、これが個別番号制度であるか、共通の番号制度であるかは、もっと議論を深めるべきだという野呂先生の意見はそのとおりですが、何らかの形でより効率的なところに踏み込んでいくべきだというつもりで、この制度に賛成しております。

村井康典：ありがとうございました。

それでは、会場からその他質問はございますでしょうか。

質問者②：税理士の●●と申します。

今日は、経済界の岡野さんとか、私どもの丹代総務部長とか、弁護士会の野呂先生からお話をお伺いしまして、このマイナンバー制について、皆さんがいろいろな立場から真剣に注視して見ていただいていることが分かって、ちょっと安心しました。

お伺いしたいのは、既に番号制が導入になって、今日、韓国で何か情報漏えいがあったというお話がありましたけれども、そういう時代を経て、今これから番号制が導入になると議論している中で、日本のこのマイナンバー制では、そういう点について、今こういうインターネットのこの時代の中で、こういう点を特に注意してこの法案を作ったという点があったら、それを何点か分かりやすくお伺いしたいのが一つ。

もう一つは、今日、野呂先生からもお話がありましたけれども、かつて、いい悪いは別として、国民総背番号制の時代にあれだけ世間が騒いだ時代と、今はマイナンバー制について余りにも誰も知らない。これだけ周知が足りない。今日、シンポジウムがあるわけですが、何でも、何でこれだけだれも知らないまま、今度やっとな臨時国会に出ても、まだ全然審議がされていない状態の中で、これは内閣府さんでももう少し国民に周知するというお考えがあるのかなのか。この2点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

村井康典：ありがとうございます。

それでは、政府の方と弁護士の野呂先生にお伺いしましょうか。ではお願いいたします。

中村秀一：今ご指摘がありましたように、外国ではいろいろな番号制度が使われておりまして、我々もそれを認識しております。2009年の末に我が国では番号制度、それでは、政府として作っていかうということで、2010年の6月ころにどういう番号制度を皆さん求められるんだろうかということで、当時、菅さんが総理大臣におなりになる前で、国家戦略担当大臣のときに、一度選択肢をまとめて、パブリックコメントをいただいたことがあります。

そのとき提示したのは、ドイツという国は税制だけで番号制度を使っているから、ドイツ型がよろしいのか。アメリカは社会保障番号ということで、社会保障と税に使っている、そういう型がいいのか。あるいはスウェーデンは、あらゆる行政分野で使っているということで、スウェーデン型が良いのか。どういう番号の利用の範囲にしようかというご提案もしたことがあります。そのときは、回答いただいた方の7割くらいが広く使われるスウェーデン型がいいということだったんですが、政府内部で検討して、いろいろ番号については議論もあるし、使う範囲もまずは必要最小限、政府として考えるところをご提案しようということで、社会保障と税。その過程の中で大震災もありまして、防災が加わったのが経過でございます。

そういう制度の中で、今日もパネルディスカッションの中で成りすますが、アメリカ、韓国など多いというお話がありました。アメリカのソーシャル・セキュリティ番号制度を見ますと、例えば、民間利用については制限なしとか、実際アメリカで働いていた方は、日本人でもソーシャル・セキュリティ番号を持っているんですが、見せていただくと、驚くくらい簡単なもので、名刺みたいなところに名前と番号が書いてある。つまり、社会保障番号証も紙製であるとかそういう問題がある。韓国も住民登録番号証を持っていて、17歳以上の方は常時携帯しなければならないそうですが、これはICカードではないので、今ICカードに移行することを検討している。韓国の場合も民間利用について制限なしとか、そういうことでございました。

今回、我々が、そういう中で、日本の番号制度を考えるときに一番留意しましたのは、使用分野は、社会保障、税、防災に限定するし、使える部分については、ちゃんと法律で書くと。93項目が別表で示されている。ですから、これは使う範囲を増やすときは、国会で決めていただいて、議決して増やしていかなければならない。それから本人確認については、先ほどから申し上げますように、ICカードにして、写真入りということを中心に考えているということ。それから民間利用については、経済団体やいろいろな方からご要望はありますけれども、それはまずこの番号制度、今の制度をスタートして実施してみて、また見直し規定も入っております。そのときに実施状況を見て、またそのときに国会の判断、ということは、国民の判断を仰ごう。そんな形にしておりますし、あとシス

テム的には、ちょっと時間がなくて、冒頭の説明では十分できなかったんですが、それぞれの分野ごとに情報は分散して持っていて、情報提供ネットワークシステムというところにつながりようにするけれども、そのところは符合を使って、別な鍵を使ってやるようにする。システム面の工夫もしている。そういう点が私たちの日本として今組み立てようとしている番号制度の、アメリカや韓国などとの違いとご理解いただければと思います。

それから広報については、このようなシンポジウムを全都道府県で、震災の関係で岩手では遅くなってしまったんですが、そういうことをさせていただいているのと、結構新聞、雑誌等で政府広報の費用も使わせていただきながら努めているつもりですが、我々自身の行ったアンケートでも認知度が低いというので、我々自身、それは大変反省して、まだ努力が足りないと思っております。

それから、番号を実際行政の中で使う場合には、地方公共団体の方が、地方税もございますし、社会保障の中でも、医療、介護、福祉は地方にやっただけいる比重が非常に高いので、そういった意味では、地方公共団体の皆さんと総務省とともに、あるいは総務省を通じて一緒に説明会とか意見交換会を開かせていただいております。まだまだ法律もなかなか国会で成立しないということで、行政としても法律が通ったものと通っていないものというのでは、ちょっと説明できる程度が違ってまいりますので、そういった点で、ちょっと腰が引けている面もあるのではないかと。この辺は努力をしていかなければならず、行政的にはそういうふうと考えております。

峰崎直樹：ちょっと補足させていただきたいと思えます。

室長の今言ったとおりですけれども、前段の方は、実は住基ネットに対する訴訟問題がありまして、確かあれはもう今から4年ぐらい前の3月に住基ネット訴訟、最高裁の判決がございました。その中で、分散して管理しておきますよ、番号をそのまま直接使いませんよと、そこは一元的な管理になってはいけませんよということに対して、合憲判決がありました。この最高裁の合憲判決に沿うように、我々もいろいろ考えていますということの一つ、ちょっと追加させていただきたい。もう一つ、ツイッターとかいろいろものを

いた広報を我々なりに今努力しているんですが、情報伝達手段としてテレビジョンの効果は大きいはずで、だから、テレビで特別番組などを作ってもらったらいいのではないかと、個人的にもかなりいろいろなアプローチを試してみたいんです。どうしても法案が審議をされて、国会で論戦がされて進んでいかないと、まだ法案ができていないものも、議論もされていないものについては、そういう番組を作るのはなかなか難しいと、あるテレビ局のディレクターの方からそういう回答を得ました。まだなかなか広がっていないのは、我々の力不足ですが、そういう経過があったこともちょっと付加させていただきます。

村井康典：ありがとうございます。

では、野呂さん、コメントをお願いいたします。

野呂圭：まず、外国の状況ですが、私も全部網羅的に調べて正確に把握しているわけではないので、余り詳しいコメントはできません。ただ、先ほど出たドイツ型、税だけに番号制をしくとか、あとスウェーデン型、税だけではなく、社会保障とか広い範囲で番号を使うようにするとか、そういうのはそれぞれ国の実情、もっと言えば、歴史とか文化、国民意識、そういうものを背景にして、それぞれの国で制度設計しているんで、どここの国がやっているから、日本でもやりましょうというのはちょっと安直なのではないのかなと思っています。例えば、ドイツは税に限っていますけれども、これは戦時中、ナチスがユダヤ人を虐殺した歴史がある。多分そういうところが背景にあって、国家が国民を管理するようなのはできるだけ抑制しようというのが、恐らくそういう歴史を踏まえたものとして出てきているはずで、そういう歴史的な経緯からすれば、日本もそれに近いのかなとは私個人は思いますけれども、共通番号はそうではないというところです。

あと、確かにいろいろプライバシー侵害に対する対策は考えているということはよく分かるんですけども、先ほども言ったように、完璧ではないんです。例えば、個人番号カードを持たせる。これも法案だと申請主義になっているので、申請した人しか配られないことにはなっているんです。恐らくできれば申請してくださいと言うんでしょうけれども、そういうので、例えば高齢者がカードを申請して交付を受けた。そうすると、誰か

が、おばあさん、ちょっとカードを貸してとかいって、カードをよく分からないまま、何か親切なことをしてくれそうだなと思ってカードを渡して、それが犯罪に利用されるとか、そういう可能性は割と現実的に考えられるかな、オレオレ詐欺の進化版みたいな感じになるのではないのかなというのがあります。

あと、周知するのはもちろん大事ですけども、いい面、メリットだけを周知されれば、それは、ああ、便利だなというのは誰だって思うわけです。ただ、その裏側の面をどれだけきちんと広報してくれるのかということが大事だと思います。今日のご説明の中では、きちんとプライバシーの問題を意識して十分な配慮を尽くしていますということですけども、では、例えば共通番号になって、個人情報がすべて芋づる式で漏れてしまった。私の所得から始まって医療情報とか全部出てしまった場合、私にどんな補償をしてくれるんですかというところまで具体的に言ってもらわないと、リスクとメリットの比較考慮というバランスを判断することはできないのではないかなと思っています。

村井康典：ありがとうございました。質問者の方、よろしゅうございますか。

峰崎直樹：野呂さん、さっきお年寄りでカードの貸し借りという話がありましたね。実は、カードは顔写真がついており、番号だけの本人確認はしてはならないことになっている。最初に皆さん方に番号を配付するときには、あなたはこういう番号ですよという番号が通知されたとしても、實際上、その番号使っていくときには、先ほど中村室長からあったように、証明写真付きの4情報が上に書いてあるものを確認するなどの形で本人確認しないとイケないことになっています。番号の貸し借りというのは、基本的には、それが行われたとしても、それが實際上通用することは、法制上も実際上もできないような形になっていますので、そこはちょっと誤解のないようにしていただければと思います。

野呂圭：ちょっと表現が足りなかったかもしれないですが、例えば、パソコン上で何かやるときには……。

峰崎直樹：マイ・ポータルですか。

野呂圭：マイ・ポータルでもいいんですけれども、今後、例えば民間に活用が広がったときに、今みたいにきちんと本人確認をやるから大丈夫ですというのが、どこまできちんと徹底されるのかという問題は考えなければいけないと思うんです。当面、民間までは広げないとおっしゃっていますけれども、これはできれば、経済界はまさに民間活用するために共通番号が必要だとおっしゃっているわけですから、間違いなくこれは広がるわけです。そのときにどうするのかというところまで考えないままやるのは、問題ではないのかということです。

村井康典：そのほかコメントがある方は、では、鈴木さん、岡野さんも。

鈴木正朝：今、野呂先生から津々批判がありまして、ごもつともなところもあるんですが、反対しているポイントが全然クリアではない。基礎年金番号は昔からありました。ナンバープレートは番号を付けてさらして歩いています。公務員は、パソコンを使って、表計算ソフトに国民の名前を入れて使っています。いろいろグラデーションがありまして、番号が付いたものはいっぱいあるんです。IPアドレスもある、携帯IDもある、官民に無数に番号がある中で、どの条件があった場合に法律事項になるのか。基礎年金番号は、昔は省令で作っていました。法律によらずして作れたわけです。同じ番号制度が無数にありながら、何ゆえあるものだけが違憲のそしりを受けなければならないのか。どういう番号になれば、国会で法律の根拠を得なければならないのか。あれこれの区別がない中で、およそ番号制度といっても、何を批判しているかわからないというところが1点あるんだろうと思います。

それから、情報漏えいの問題がいろいろな文献に載っているんですが、情報漏えいが起きているのは、番号制度によって起きているのではなくて、原因はデジタル化とネットワーク化によって起きています。付番した途端にリスクが極大化する現象は、僕は見とれないと思うんです。だから、印象論での批判になっていないかというところはちょっと気になったところです。どういう番号に着目して、どういう条件を備えた場合に、野呂先生のおっしゃっているような批判点が出てくるのかというところがよく分からない。では、基礎年金番号もやめろというのか、個別に物すごい番号制度が並立してあるんですが、それをやめればいいのか。ITV6などが入ってくるというと、ちょっと専門的になるので

あれですが、先生の批判点を全部踏まえて廃止すると、世の中の無数の番号が消えてしまう。このあたりが批判として、一般論としては何となく受け取れるんですけども、制度論に落とし込むときにどうもよくわからないところがあります。すみません、ちょっと論点が散漫になりましたが。

村井康典：ありがとうございました。

野呂圭：要するに、番号が既にいろいろあるのはもちろん承知していますけれども、この共通番号は、結局、いろいろな情報提供ネットワークシステムとか措置を講じていたとしても、その共通番号からいろいろな情報が名寄せされてしまう、集められてしまう、そういう危険があるわけです。それは今までいろいろな既に存在する番号がありますけれども、そこと決定的に違う問題だと思います。そこが本質だろうと思っています。

あと、外国の事例ということと言うと、例えば、新聞記事ですけども、韓国の例で、住民登録番号が作られてから、個人情報流出、インターネットとの兼ね合いももちろんあると思いますが、個人情報の大量流出が始まったということが記事としては紹介されていますので、番号制と情報流出が全く関係ないのかという点については、そうは言えないのではないかということです。

村井康典：ありがとうございます。岡野さん、一言ありますか。

岡野貞彦：簡単に。実は、野呂さんのレジュメとかお話を伺っていて、ちょっとさっきから不思議だったのは、私のレジュメと似ているところがあるんです。コストとメリットとデメリットがはっきりしていないとか計算ができていないとか。でも、結論が違うんですね。

ちょっと思ったことは、さっきちょっと国会の事故調に触れましたけれども、国会の事故調の肝は、今回の原子力発電所の事故が起こった原因の行政と、東電の持っていた特徴として3点挙げています。三つとも共通しているんですけども、行政も東電も、原子力発電所に関して事故は全く起きない、人はミスをしなない、機械は壊れないという3点に基づい

て政策を作っていた、もしくは経営をやっていた。これは最も大きな問題だということを黒川委員長が言っているんです。

これはよくあることだと思うんです。マイ・ポータルも含めてマイナンバーの仕組みは、こういうことを前提に作っては絶対いけないわけです。セキュリティーは完全なものはありません。ご承知のように、ハッカーとか山のようにいるわけですし、イタチごっこみたいなところもあるわけです。ですから、事故が起こったとき、誰かがミスをしたとき、どういうことが起こるかということを念頭に置きながら、仕組みとか制度を人の知恵で作っていくことがこういうものについては重要なわけです。それが政府の役割であったり、国会の役割であったりするんだらうと思っています。

そのとき結論は、それを乗り越えて導入しようという、グローバル化とかネットワーク化の社会を生きていこうと思うのか、もういいんだと、グローバル化もネットワーク化もおれは関係ない、それでもおれは一人で生きていくんだ、という決断の問題だと思うわけです。そこで、企業だったらそんなことをやっていたら生きていけないわけです。従業員と一緒に死んでしまうわけです。この問題は、完璧であることはあり得ないということを中心に、どうやってみんなで乗り越えていこうかという意思と行動力を持たない限り、実現をしないんだということをみんなが持つのが必要で、こういう問題がある、ああいう問題がある、だから、やめましょうといったら、世の中に進歩はないのかなというのを、今ちょっと痛烈に感じていたので申し上げたかった次第です。失礼しました。

村井康典：ありがとうございました。

どうも反対の立場のパネリストの方がお一人なものですから、少し分が悪いというよりは、いろいろな強い風が吹いてきて、野呂先生にはお気の毒ですけれども……。

野呂圭：いや、反論させていただけるのであれば。

村井康典：最後に一言ずつ機会がありますので、そこをお願いいたします。

大体めどの午後4時になりましたけれども、そのほかご質問がある方がいらっしゃれば続けたいと思います。どうぞ。

質問者③：盛岡に住んでいる無職の者です。

峰崎参与にお伺いしたいんですが、マイナンバーが他人に漏れた場合、犯罪に使われる恐れがあるというときには、マイナンバーを変更することが可能なのでしょうかということの一つ。

もう一つは、これも峰崎参与にお伺いしますが、昨年5月29日、東京都港区でシンポジウムがあった際の発言といたしまして、次のように発言されているんです。自分の情報を誰がどう使うのか、インターネット上で確認できるようにする。個人情報を自分で確認できることが重要だというお話をされていますが、この具体的な方法を教えていただきたいと思います。以上です。

村井康典：では、2点について峰崎さん、お願いします。

峰崎直樹：最初の点ですけれども、番号が知られて、これはもう私としては変えてもらいたいというときは、これは変えることが可能です。ただし、頻繁に理由なく変えるわけにはいきませんので、そこは確実にこれは変えなければだめだねというところをしっかりと確認される必要があると思います。ただ、変更は可能です。

2点目ですが、私はインターネット上で自己情報を確認できますよというのは、マイ・ポータルという、皆さんのページでいくと、21ページですか、これは中村さん、いいですか。

中村秀一：私の政府説明資料のスライドの上のほうに番号がついていまして、21という番号、マイ・ポータルというところの番号でございます。ここで自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認する機能がここに出るようになっていきます。ということは、逆に言いますと、私の年金の情報、健康保険の情報、税の情報とある。それをマイ・ポータルで

見られるようになるわけですが、逆に言うと、行政の側で情報を使った人は、その記録が全部残るといことです。ですから、日本年金機構がこの情報を使ったとか、国税庁がこの情報を使ったとか、そういうことを紐付けした場合には記録に残しておきます。そうすると、逆にこの画面で言うと、利用者の方がその情報提供記録表示機能を見ると、自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかが確認できる。それから、行政機関などが持っている自分の情報も自分が見ることができますので、こういうことを私は、例えば、この年金の額ではないとか、働いていた期間が違っていると、そういうことが確認できるようになる。そういう機能を持たせ、これについては2016年から使えるようにしたいというのが今の考えです。

峰崎直樹：費用対効果の問題で野呂さんから問題提起を受けているので、それに対してお答えする機会を1回作っていただければと思います。

村井康典：その他会場の方からご質問がございますでしょうか。どうぞ。

質問者④：盛岡から来ました●●と申します。無職でございます。

先ほどからいろいろ意見を聞いておりました、何か原発推進、反対の議論に似ているなという感想を持ちました。でも、野呂先生、あるいは岡野先生のおっしゃることもそれぞれ一理あるな。一理はあっても、どっちが正しいのかは、今の段階では私もわかりません。

それで、ちょっとお伺いしたいんですが、私も賛成か反対か判断しきれないんですけども、この制度は、人間の人生にとってみれば、生まれたときから死んだときまで、あるいは死んだ後も、相続の問題であるとか、不正な年金受給であるとか、そういう観点から、いつからいつまで番号が適用になるのか。ご説明があったのかないのか、ちょっと私は聞き漏らしましたけれども、それを一つお聞きしたいと思います。

2点目は、住基制度の問題で、あれだけ金を使ってやった制度ですが、それがどのように今活用されているか。費用対効果の観点から見て、住基ネットと今回の制度の問題はど

ういうふうになっておるのかということをお聞きしたい。

最後に、このマイナンバー制度がハッカーによって故意に、そういうことは余りないかとは思いますが、破壊された場合、あるいは情報が流出した場合に、これの被害、及ぼす影響をどのように考えていらっしゃるのか。想定範囲内はあるのかないのか、そこら辺も含めてお伺いしたいと思います。以上です。

村井康典：ありがとうございます。

それでは、峰崎さん、費用対効果の部分は、今の質問に答える形で説明をお願いします。

峰崎直樹：原発推進の論議に非常に似ていますねということで、実は、私は番号制度は推進ですけれども、原発についてはかなり厳しく思っています、これはちょっといろいろな立場があるんだろうと思います。

この制度、当然のことながら出生届と同時にマイナンバーが付番されますので、住民基本台帳に登録されます。亡くなった後も、しばらくの間は、時効期間とかそういったものを含め様々な問題があるので、亡くなった後にもこの番号はまだ使われるということでございます。なるほど、いつからいつまでということについては、申し上げておくのを忘れたのかなと思いますが、その点、そうであります。

それから、住基ネットの使われ方、どうなっているの。あれだけ入れたではないかということで、これは率直に申し上げまして、今使われているところは、私たちになかなか見えてこないんですが、例えば、私たちが外国に行くときのパスポート、最近もらったのは分厚い、ちょっと固めになっていますけれども、あの中に、ちゃんと住基ネットの番号を通じて作られています。それから実は、消えた年金記録の問題を含めて、年金の記録回復のときにこれが使われています。そういう意味で、なかなか使われていないではないかという点でいえば、この利用方法については規制が非常に厳しくございましたので、これはかなり抑制された使い方をしていますが、現実にはそういうふうに見えないところ

で使われることによって、そのコストに比べて、必ずベネフィットのほうが高いという数字を私も教えていただいたことがございます。これは総務省の管轄でありますので、直接ではありません。

問題は、今回の番号制度ですけれども、6,000億円とか1兆円とか、1兆円という数字を出したことは一度もありませんが、6,000億円前後のコストという話を出したことはあります。これは2010年6月の社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会の中間取りまとめで、スウェーデン方式とかいろいろな方式があり、どれがいいかという検討をしているときに、では、これは概算でどのぐらいかかるんだろっかというところで、それぞれの省庁にほとんど検証なく、この番号を入れるとしたらどのぐらいかかるんだということを出してもらって、それを積算したらおおよそ6,000億円前後になるという話だったわけです。

待て待てと、そういうふうに本当にかかるんだろっかということで、改めて我々が今積算をするための準備に入っているわけです。一つは、なぜ全体像を示されないのかということについては、これは余りにひどいからではないかということではなくて、この資料の中に工程表が後ろのほうに載っています。それは何かといいますと、この法案がまだ通っていないがゆえに、まだ十分に進んでいませんが、システムの設計に今ずっと入っています。基本設計、詳細設計、実行設計、その設計をずっと今検討していただいております。これがどのような設計になるのかということによって、実は金額が変わってくるわけでありまして、これはこれから法案が通って、来年は何をする、次の年は何をする、導入までの間にそのコストが全部かかわってくるわけでありまして。

私たちが今確定している金額は、マイナンバー及び法人番号の付番システムに約100億円、情報連携基盤、マイ・ポータル、第三者機関の監視システムに約400億円、ここまではできております。問題はその後の国税庁、年金機構、地方公共団体、共済組合、健保組合などにもシステム改修がかかってまいります。これらの金額については、先ほど申し上げたように、どのようなシステムにしていくのかについての最終的な決着がついていない。それと同時に、我々が考えなければいけないのは、これから全部公開入札で入りますので、その入札情報を、先にこういうふうに公表することがいいかどうかという議

論もあって、なかなかそういうデータが今のところはっきりしていない側面もありますが、大きな要因としては、システム設計についての情報は、最終的に今テクニカルな点で議論をしている。そういうことで理解をしていただきたいと思います。

恐らく地方自治体における改修がなかなか大変なのではないかと思いますが、ここら辺は今、総務省のところで地方のこういうものに対するマニュアルなどができ上がっておりますので、できる限り財源がかからないようにきちんと進めていく必要があるかなと思っています。特に最近ではクラウドなんていうのを使って、コストを安くしようとか、これは自治体がかかり共有していかなければいけないと思うんです。そういうことなども一つのアイデアとして入っていると聞いております。とりあえず私からはそういうことです。

村井康典：もう1点、不正利用で損害を受けたときの問題。

峰崎直樹：不正利用して、これは先ほどからもう強調されているように、完璧なものは私たちもないと思っていますので、被害について、我々も当然それをできる限り出ないようにしようということで、質問者の方は、恐らく損害賠償のようなことを考えておられるでしょうか。ではなくて……。

質問者④：例えば、原発の被害が10兆円だとか5兆円だとか言われていますけれども、想定外ということでみんな片づけられていますね。これがマイナンバー制度でもいろいろなことがあった場合に、はかり知れない程度にいくものかどうなのかも含めて、私は分かりませんが、そこら辺をどの程度の範囲が及ぶのかということ、国として考えていらっしゃるのかなということをお聞きしたかったんです。

中村秀一：今使おうとしておりますのは、税務と社会保障の給付の問題でございますので、成りすましのお話とかいろいろご議論が出ていますが、社会保障給付と税務の関係で、例えば、私に誰かがすりかわったとして影響があるのは、個人の財産被害が生じるのは、年金がすりかわってしまうとか、そういうレベルだと思います。年金の額、厚生年金で考えると、マックス年間300万円くらいのレベルの議論、それが生活保護の費用だと、

またどうかとか、そんなレベルの議論になろうと思います。それが、例えば日本の年金システム全部に影響した場合、どうするかという議論にはなるとは思いますが、それは結局、そういう年金機構のシステムが麻痺するとかしないとか、そういう話になります。そうすると、年金の給付額は相当の額ですから、給付額で混乱することによるご迷惑なり、年金機構の問題ということになると思います。

ただ、それは先ほどから出ているように、マイナンバーにしたからそうなるのか、今でもそれぞれの給付機関、国税庁もそういうことの攻撃を受ける可能性があるわけですので、その点は、マイナンバー問題として考えるのか、電子政府の持っているリスクとして考えるかということだと思います。被害のイメージとしてはそういうことが一つ。

それから、社会保障に使うといっても、病名の利用等については、医療界からも非常に慎重なご意見が出ていますので、ちょっと前の説明でも、鈴木先生からコメントがありましたけれども、医療については、もう一本、特別法を作るという動きがございますので、今のマイナンバー制度でそれほど問題になることはないと思います。例えば、ある方の病名が公開されてしまったということについては、その方のプライバシーの侵害ということになり、その方の受けたダメージをどう評価するか。それこそ、それが行政の問題であれば、国であれば国家賠償の話になると思います。そういう被害をどう見込むかという話になろうかと思えます。我々はもちろんそういうことがあってはいけないと考えておりますが、そういうことをいわば被害に想定しながら、どうやって防いでいくか、イタチごっこの面もありますけれども、ないように。それから、医療情報については特に慎重に。

アメリカの弁護士さんに聞きました。アメリカも成りすましが多いということなので、医療情報なんかそういうことがあるのかということ、そういうシステムのもとだからこそ、アメリカ社会では、医療機関が患者さんの情報漏えいに非常にナーバスになっております。それが出してしまうと、今度医療機関の責任になる。そういった意味では、そういう部分のものが医療機関の防衛手段として発達してきているので、そういう意味での個人情報の漏えいが、アメリカの社会保障番号によって頻発していることはないというのは、私がアメリカの弁護士の方に取材したところ、そういうお答えでございました。

ですから、いろいろな局面があると思いますが、いずれにしても、我々としては、そういうことが起こらないように、できる限りの努力を、コストも考えながらやっていくというスタンスでございます。

村井康典：ありがとうございました。

質問者の方、よろしゅうございますか。

かなり時間を回ってまいりました。これだけは聞きたいということがもしあればお願いいたします。ございませんか。

なければ、ここで質問は一応終わらして、パネリストの方々に最後に一言ずつコメントをお願いしたいと思います。まず鈴木さんからお願いします。

鈴木正朝：本日はマイナンバーということで、番号制度のお話をしたわけですが、これは利便性も脅威も、実は双方とも大きく見積もり過ぎているのではないかという印象を持っています。例えば、皆さんの会社で顧客番号を振った途端に、何かリスクが拡大したり、何か利便性が急にあらわれたりするかとすると、顧客番号を振ること自体に対しては、それほど何も変わらないんです。どこで変わるかという、その番号を利用して制度設計をどう作るか、BPRといいます、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングといいます。番号を使ってどう行政をよくするか、どう効率化するかという作り込みで脅威も出れば、利便性も出るということでもあります。ですから、野呂先生の批判は、まさにそこをもう少し具体的に見せろ、費用対効果も含めて、評価するための材料が少ないという批判は甘んじて受けなければならぬところはあるのかもしれませんが、そういった制度を作るんだという決意を持って取り組むんだということだろうと思います。

それから原発との比喻、これは僕もよく言うんですけども、原発とは本質的に違います。被害の程度はそれほど生命に達するほどのものではないけれども、比喻として言うのであれば、ガバナンスがしっかりしていないと、いつもぐだぐだしているという点での反省は、これに生かすべきだというのはそのとおりだと思います。ですから、もちろん制度

設計をどの程度精緻に作り込んでいくかというところの、そこへの踏み出しを始めたい。リスクは十分に認識して、作り込みの中できっちりそこをケアしたい。

その中で、僕は最後に一言言いたいのは、司令塔と責任の所在をしっかりとしましょうと。何度も言うように、アクセル役の政府C I Oの権限を強化し、明確化し、失敗したらちゃんと腹を切ってもら。チェック役の権限もクリアにして、それをきっちり事前事後にチェックしてもら。この立てつけをしっかりとやってから、とにかくもう放置はやめると。果敢に目的に向かって進んでいく。このあたりのスイッチをぜひ入れてほしいのが私の意見でありました。どうもありがとうございました。

野呂圭：原発との比喩というところからちょっとお話しすると、私はまさに会場からご意見、ご指摘があったとおり、同じ問題だと思っています。今、鈴木先生は違うとおっしゃいましたけれども、結局はいずれも国民個人個人の基本的人権にかかわる問題であるわけです。原発についていえば、福島の方々は、あの被害によって、今まで住んでいた、あそこで平穏に生活する権利を奪われているわけです。同じ生存権、もしくは平和的生存権、幸福追求権、居住の自由、そういうものが侵害されているわけです。

この共通番号についてはプライバシー権が問題になっているわけです。自分の情報をだれに、どういうふう提供していくか。そういう自己決定権、人格権、そういうものが侵害されるわけです。共通番号の場合、ほかの共通番号で名寄せできる情報が一気に流れてしまう危険性をはらんでいるわけです。そうなってしまったときにどうするのか。例えば、自分の年金情報だけ流れたのであれば、まだ被害は小さいと言えるかもしれませんが、所得情報とか、もしくは実は生活保護を受けているとか、そういう医療情報ももちろんそうですけれども、そういった人に知られたくない情報が、今のインターネット社会で一気に流れてしまったときにどうするんですか。

今、会場からもご質問がありましたけれども、それに対する明確な回答はなかったのではないかなと私は思っています。どれだけ補償するんですか、せめてそのぐらい言ってくれないと、司法に任せる、裁判所の判断に任せるでは、はっきり言って、制度設計としては無責任だと思います。裁判所が最終的には賠償額とか決めるかもしれませんが、

少なくとも国は、これだけ補償しますということを書いてもらわないと、リスクとの兼ね合いを判断する材料にはならないのではないのかな。

あと、鈴木先生から今アクセルとブレーキのお話がありました。もちろんそういう共通番号制度を前提にした場合には、重要なものだと思っていますけれども、そういう制度を作る段階で、もうきちんとアクセル、ブレーキをきかせてやっていかないといけないのではないかな。とにかく作って、作りながら、きちんとしたものに、問題点をクリアしていけばいいんだという発想は、結局、原発と同じなのではないのかな。やっている過程で何かあったらどうするのというところとか、今は初期費用3,000~4,000億円とか、もっと少なくなるとか、そういうお話のようですけども、でも、実際やってみたらもっとかかったとか、結局、そういうところがわからないままやるのはどうなのかな。普通の公共工事はちゃんと金額が出るわけではないですか。そこから追加工事で上乘せがあるかもしれないですけども、そのあたりをきちんと説明してもらわないと、恐らくきちんとした議論の前提は作れないのではないのかなと思います。

あと、最後に一つですが、番号制度は既に社会にはありますけれども、結局は管理のツールなわけです。番号で人をそれぞれ管理するやり方が、これはちょっと感覚的な問題になるかもしれませんが、人と人とのつながりとか、結局、国家が管理していく、国家が何かやってくれるから、私は別に彼には何もしなくてもいいのかなとか、そういうつながりを薄めていくものにもなりかねない、そういう危惧があります。だから、人が社会で生きていく上では、人と人とのつながりを重視していく。そういうことを前提にした制度設計、番号で全部管理してあげるから大丈夫ですというのは、私としてはちょっと違和感があるということです。以上です。

岡野貞彦：私が今日申し上げたかったことは、先ほど申し上げましたので、もろ手を挙げて賛成しているわけではないんですが、これを導入しない選択肢はないと思っているということです。導入するためには、ありとあらゆるリスクを勘案した上で、それを政府がみずからトランスペアレンシーを高めて発表して、それに対してどういうふうに対応を制度的にするのか。技術的にはどうするのかということを明確にし続けることで、国民の信頼を高めてほしいという思いです。

最後に、ちょっと関係ない話であれですが、少子・高齢化のところでちょっとお話がありました。外国人もありましたが、女性の労働力を高めていくことが必要だということで一つだけ。

これは政府が「202030」とおっしゃっていることを知っていらっしゃる方がいらっしゃるかどうかあれですが、2020年にあらゆる場所での女性の参加比率を30%に上げるという政策を作っています。実は私ども同友会では、2030年までに私どもに所属している会員の企業さんでは、管理職比率を30%まで上げようという運動を始めています。あらゆるところでそういう運動をすることが、変な話ですが、今まで労働力になっていなかった、働いていなかった人が社会に出ていって、その人たちも社会保障を支えてくれる側に回っていくことも必要だと思っておりますので、あわせてご報告をさせていただきました。ありがとうございました。

丹代一志：今日はありがとうございましたというか、説明だけで、ディスカッションに本格的に入ってから税理士としての発言がなかなかできなくて。

大きな話ではないんですけども、私としては一税理士として、ちょっと小さいお話ですが、これから確定申告の時期が始まります。私たち税理士も、確定申告の時期には税務支援として税務申告のお手伝いをしております。お手伝いに行きますと、来てくださる方の大半が高齢者の方です。盛岡ですと、盛岡税務署管轄では、もう30キロ、40キロ離れたところにも管轄地域があります。

そういった中で、車を持っている方だったらいいんですけども、わざわざ電車に乗って、足元の悪い中、来ていただきますので、その上で申告のお手伝いをしていると、年に1回のことなので、資料を忘れてくる方がいらっしゃいます。申告会場から近い方であれば、持ってきていただいて、その上で申告のお手伝いをする形になるんです。例えば、社会保険料控除する際の証拠資料の一つである国民健康保険料の納付書を忘れてきて、保険料控除の金額が算定できない、書けないといった際に、それを記入すれば、恐らく還付を受けられるのに、一例ですけども、来ていただいた方が本当に来るのが大変だ、電車に

乗って、足元の悪い中、来ている。もう1回とってくるのはまずできない。税金上、問題がなければ、このまま一緒に作ってくれと言われます。そうすれば、本来還付を受けられる方であっても、結局、納税になって、一緒に作ってあげるんですけども、後日来ても大丈夫ですからといっても、結局、申告して納税していつてしまった例が毎年あります。

そんな中で、私、期待しているのがマイ・ポータルのところ、このマイ・ポータルがあれば、そういった情報もすぐ分かるし、それこそが分かって、適正に申告することが租税公平主義的なところからいえば、適正な税負担の一助にもきつとなるんだらうなという期待感を持っております。ですので、この法案の是非という論点がすごい大事で、すごい議論していますけれども、私個人的には、そういった情報を活用することで、真に本当に弱者というか、高齢者の方の税負担を適正にさせることのできる一助になるのかなという本当に期待感を持っております。以上でございます。ありがとうございます。

峰崎直樹：今のお話と関連して、感想ですが、2点お話をさせていただきます。

今のお話を聞いていて、サラリーマンは源泉徴収と年末調整で実は国税庁を相手にしないでいい、税務署を相手にしないで完結する仕組みがずっとできてしまう。これが日本の納税者の権利意識を低めているのではないかということは、私はずっと税の問題に携わってきて考えています。今、特定支出控除ということで、サラリーマンの人たちが研究するための費用とか、様々なものを経費として計算して申告することも可能なような方向を出しているんですけども、こういう形でマイ・ポータルや、あるいは資料情報が自分たちに入ってくるという形で進むと、もっと自分たちが直接税務署に申告をしていく仕組みがこれから必ず必要になってくるという点では、私は今の方に同じでございます。

もう一つは、最初のほうで、政府に対する信頼が非常に重要だというご指摘を受けました。私もそうだろうと思います。今の日本の政治、どうなっているんだ、あるいはお役所の皆さんの天下りだとか、いろいろなことが出ています。実は調べてみると、日本の社会の中に間違いなく、冒頭指摘をされた社会の中の規範といったものの中に、あなたは、地域社会の人でも構わない、あなた以外の他人について信頼できますか、信頼できませんかという質問に対する答えとして、先進国の中で最も信頼できないという割合が高いのが

日本なんです。ですから、地域社会の中で、日本はお互いに人と人の間の信頼関係とか、そういうものは比較的高いと見ていたら、今や世界で最も信頼度が落ちてしまっている。

なぜそれが落ちてきたのかということは、もっといろいろな場で議論しなければいけないんですが、そういう社会における信頼度の低下、社会の中における市民と政治との関係での信頼度の低下、こういったものが何に起因しているのか。どうも悪循環になっているような気がするんですが、自分たちが国に何を求めるというよりも、国が何をしてくれるのかとか、いろいろな問題があるし、社会保障とか様々なところであると思うんです。そういう意味で、権利と自分たちのしっかりとしたそういう国との関係、何をしなければいけないのか、こういったことで、改めてこれは今後、日本の政治経済、社会全体をしっかりと見直していかなければいかん時期に来ているのではないかということを感じて持ちました。

中村秀一：最後ですので、一言だけ。各地で国民対話をさせていただいております。その際、地方公共団体の方も随分参加させていただいております。ある方からこういう対話のときに、いろいろ意見が出ているけれども、ぜひ国としては、理解するよう、こういうことをきちんと皆さんに説明してほしいというご要望を受けたことがあります。

それは市役所の方だったんですが、福祉行政をやっていると、様々な給付の仕事をしなくてはならない。そのときに、例えば口座番号など書いていただくけれども、必ず10～15%くらい誤りがあって、そういうことで、またきちんとお金をお渡しするだけで相当の業務がある。先ほど番号によって管理するのかというお話がありましたけれども、行政の仕事管理をとらえるか、サービスをとらえるかで大きく変わってくる。そのとき、サービス業務と考えたときに、きちんとしたサービスを届けるために、いろいろな仕組みなりそういうものが必要だと。民間企業であれば、そういったことを顧客名簿とか番号とか、いろいろな手だてで管理している。行政だけが、では、番号を使わないとしたら、奈良時代からやっているような来庁でいいのか。そういうことでは、109.5兆円の国全体で給付サービスをしている社会保障も、とても大変なことになるのではないかと。

そういった面で、国民の皆さんの行政サービスに対するニーズ、要求度が高くなってい

る。そういったことに経費をかけないで、より確実に、スピーディーにそういった行政サービスを担うために、ある程度の投資とか、ほかのITが進んでいる、そういう仕組みを入れてやっていけるようにしなければならない。そのための基盤となるのが、その人がその人であることが、日本は漢字ではコンピューターは認識できない人名もあるわけですから、外国の方が入ってくるとか、そういうことも考えますと、そういう時代に合った行政をしていくために、必要な投資という側面も理解していただければならない。そういうふうなことはきちんと発言してほしいというご要望を受けたことがありますので、この機会にご披露をさせていただきました。どうもありがとうございました。

村井康典：ありがとうございました。

会場の方のご質問等、ご協力のおかげと、パネリストの方々の活発な意見交換で、随分中身の濃いパネルディスカッションになったと思います。それでもなお、先ほど質問者の方が発言されておられたように、マイナンバー法案についてどう判断すればいいのかわからないというのが、我々の現実のところではないかと思います。政府におかれましては、今後、制度の光と影の部分、今日随分出てまいりましたが、包み隠さず周知をいただいて、あとは国民としても、この制度について関心を高めていくことがこれから大切ではないかと思います。

それでは、これをもちましてパネルディスカッションを終わりたいと思います。ありがとうございました。

佐藤久美子：それでは最後に、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

## (7) 閉会挨拶

峰崎直樹：今日は4時45分までかかった、最近では長いほうの部類に属しまして、長い時間、本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございました。また、共催していただきました岩手日報社の皆さん方、そして、今日は村井取締役論説委員長にコーディネーターをしていただき、ありがとうございました。

先々週の茨城会場から被災地での開催が始まっております。最後は12月8日に千葉です。千葉になっているのは、今の総理大臣の出身地だということで予定をしていたわけです。本当に最後までできるかどうか分かりませんが、本当に47都道府県全部の国民の皆さんにこうして熱心に参加していただいた記録はしっかりと作っております。これらを受けて、より一層に内容を充実させながら、先ほど政府は光も陰も全部しっかりと受けとめてほしいということをおっしゃっていましたので、それらをしっかりと受けとめて、これからすばらしいマイナンバー法案にしていきたいと思っています。本日は本当にありがとうございました。

佐藤久美子：峰崎内閣官房参与よりご挨拶を申し上げます。

それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様にご降壇いただきます。皆様、どうぞ拍手をお送りくださいませ。

なお、本シンポジウムの模様は、12月初旬の岩手日報朝刊に掲載の予定でございます。

以上をもちまして本日のプログラムは終了とさせていただきます。長時間にわたりご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、皆様のご意見やご感想など、ぜひお配りいたしましたアンケート用紙にご記入をいただき、お帰りの際に出口の回収箱か、お近くのスタッフに参加プレートと一緒にお渡しください。どうぞ皆様、お忘れ物のごきませんよう、お気をつけてお帰りください。本日はご来場いただきましてまことにありがとうございました。